

議長／皆さん、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

まず、諸般の報告をいたします。

昨日、配付のとおり意見書案の提出がありましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、配付いたしましたとおりと定め、直ちに議事に入ります。

日程第1の議案及び報告の49件を議題といたします。

これより、9日の本会議に引き続き、各議案に対する質疑及び県政全般にわたる質問に入ります。

よって、発言は発言順序のとおりに願います。

なお、資料の使用につきまして、堀居君、中村君、笹原君、西本恵一君より申出があり、許可いたしましたので御了承願います。

堀居君。

堀居議員／皆様、おはようございます。

ふくいの党の堀居哲郎です。

一般質問2日目、トップバッターですので、できるだけ爽やかに質問をさせていただきますので、できるだけ前向きな御答弁のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず、本県の経済安全保障について質問をいたします。

皆さんも御承知のとおり、今世界は大きく揺れ動いております。

エネルギー、半導体、海上輸送路、重要技術などが、かつてないほど地政学的な影響を受けています。

そして、日本国内でも重要インフラや産業基盤に対する外国資本の影響が、経済安全保障の観点からこれまで以上に注目されるようになってまいりました。

本県は、原子力発電所を多数抱え、我が国のエネルギーの中核を担っています。

さらに、北陸新幹線の延伸により人の流れ・物流・企業活動が大きく変化する局面を迎えています。

このような状況の中で、県として経済安全保障をしっかりと確保し、県民生活と産業を守る体制を整えることは重要な課題だと考えております。

その中でも、私は特に敦賀港を注視する必要があると思っております。

敦賀港は御承知のとおり、国が指定する重要港湾です。

日本海側の物流とエネルギー輸送の要衝であり、その戦略的価値は非常に高いものがあります。

つまり、外資による土地取得や賃貸、また港湾施設の利用、設備導入、通信インフラなどについて、より慎重な判断が求められる場所ということです。

先日、県外の運送会社を介し、中国の大手資本が敦賀港周辺に大規模な土地を借りて事業を展開しそうであったという情報を地元敦賀で耳に挟みました。

ここでまず、一旦改めて事実確認をしたいのですが、産業労働部として、本件に関与しているのかどうか伺います。

また、関与している場合、実際にいつどのような流れで相手方と商談が始まり、どの程度

商談が進んで、最終的にどのような結果になったかを伺います。

港湾周辺の土地に外資企業が入る場合、土地の取得、設備導入、通信インフラの整備などについて、県民や県内企業をリスクから守ること、また敦賀港については、近くに原子力施設もあるため、防衛という観点も考慮する必要があり、企業誘致の際には、一つ一つ慎重に判断すべきであると考えております。

そこで質問ですが、県は敦賀港周辺における外資を含む企業誘致については、より慎重になるべきと考えますが、現在どのような考え方のもと、企業誘致を行っているのか伺います。本県が進める企業誘致は、地域経済の活性化や雇用創出において極めて重要な政策であると理解しております。

しかし近年、国は「経済安全保障推進法」を施行し、重要技術・基幹インフラへの投資や設備導入について、従来以上に慎重な審査が求められる時代となりました。

特に、外資系企業の進出に関しましては、透明性の確保、投資元の実態把握、技術移転リスク、国際情勢を踏まえた影響評価など、国内企業とは異なる観点が必要であるとの指摘が国レベルでも強まっております。

現行の本県の企業誘致制度では、外資系企業と国内企業が同一の要綱の下で審査されているように見受けられますが、経済安全保障上の観点が十分に制度化されているかは、必ずしも明確ではありません。

そこで質問ですが、現行の企業誘致制度において、外資系企業及び外国資本に関連している企業に対して、国内企業とは異なる審査項目を設けているかを伺うとともに、今後は、経済安全保障の観点でも、特に出資構造、親会社の所在地、国際的な制裁リスク、技術流出の懸念など、国が重視する観点を県の審査基準にも反映すべきと考えますが、現行制度でどこまで対応しているのかを含め、中村職務代理者の御所見を伺います。

特に、外資系の企業誘致の在り方は、県内企業の技術を守るという観点から、より慎重な観点が求められる時代に入っています。

全国では、技術流出などをめぐり、愛知県など自治体が周知を強化する動きも出てきております。

そこで伺いますが、経済安全保障の観点から、例えば、県内企業の技術流出防止やサイバー対策などの強化について、県内企業向けの周知をより強くしていくべきと考えますが、御見解を伺います。

また、中小企業を含めた県内企業に対し、同じく技術流出防止、サイバー対策などの支援をどのように進めていくのか、現在の取組も含め、方向性を伺います。

議長／知事職務代理者副知事中村君。

中村副知事／堀居議員の一般質問にお答えをいたします。

私からは1点、外資系企業等の誘致に係る審査項目、それから、国が重視する観点の審査基準への反映ということでございます。

企業誘致に当たりましては、これは国内外を問わず、交渉する相手方について、反社会的勢力とのつながりだとか、日本の法令を遵守した事業継続など、こういう観点を慎重に判

断をしております。

また、補助金の交付には、企業の実態や具体的な事業内容、それから事業の計画、財務基盤などの経営状況を確認しているところでございます。

御質問の外資系企業の誘致に当たりましては、補助制度等においては、国内企業と異なる取扱いはしておりません。

ただ、当該外国投資家等の資本の構成だとか、実質的な支配者は誰なのかとか、取引関係、その他の属性、並びに投資に係る計画、それに過去の行動だとか実績、こういったような国が対外直接投資の審査において考慮している要素なども、事業計画等の判断材料にしております。

このため、外資系企業に対する具体的な案件につきましては、必要に応じて経済産業省、それからジェトロなどの関係機関とも連携しまして、情報の収集、それから、何よりも実態の把握に努めながら誘致活動を進めているという状態でございます。

議長／産業労働部長大塚君。

大塚産業労働部長／私からは、本県の経済安全保障について、4点をお答えさせていただきます。

まず、中国の大手資本の事業展開に関する交渉経緯ですけれども、一般に企業に取りまして、投資の時期や場所、規模、最終的な意思決定等につきましては、過去の経緯を含めまして、事業活動や経営判断の基準等に関わる企業秘密でございます。

当然、その内容を知り得た県側にも守秘義務があるだけではなく、県が個別企業との交渉経緯や内容をみだりに公表することは、情報管理を含めた県の信用を失墜させ、ほかの誘致案件にも支障を来すおそれがございます。

こうしたことから、御質問にはお答えができないということを御理解いただきたいと存じます。

次に敦賀港周辺への外資を含む企業誘致についてお答えいたします。

先ほど、知事職務代理者が御答弁申し上げましたとおり、企業誘致に当たりましては、国内外を問わず、交渉先について、反社会的勢力とのつながりの有無であるとか、日本の法令遵守の状況、事業の継続性など、企業の健全性を慎重に判断しております。

敦賀港周辺への企業誘致に当たりましても、こうした判断により、港湾や周辺施設への影響を確認できることから、特に外資系の企業に対して、特別に取り扱うことはしておりません。

なお、現在敦賀市内には、紹介可能な事業用地がございませんので、お問い合わせのあつた企業には、テクノポート福井や福井市、あるいは小浜市内に整備中の県営産業団地、市町が管理する産業団地等をご案内しているところでございます。

次に、県内企業の技術流出防止やサイバー対策などに関する周知と支援について、一括してお答えさせていただきます。

デジタル化やネットワーク化の進展に伴いまして、世界各地との情報交換、共有が容易になる一方で、サイバー攻撃や外部への技術情報等の流出リスクが増大しております、県

内企業におきましても、その対策が重要となっております。

こうした対策の必要性を周知、支援するために、今年度から県内企業を対象にサイバーセキュリティに関する研修を開催いたしますとともに、先月、近畿経済産業局と協力して、技術情報の流出対策についてセミナーを行ったところでございます。

警察本部におきましても、令和4年1月に福井県警察経済安全保障プロジェクトチームを設置し、企業等に対する講演や個別の情報提供、経済安全保障に関する相談窓口の開設など、県内企業の取組を支援しております。

技術流出やサイバー攻撃は、個々の企業のみならず、地域や我が国の経済に重大な損失をもたらす可能性が高いことから、引き続き、あらゆる機会を捉えて、その対策の必要性と意義について啓発してまいります。

議長／堀居君。

堀居議員／ありがとうございます。

県内企業の技術流出防止とサイバー対策の強化、支援については、今、実際取り組まれているものと、これからもしっかりと注視していくというところで、前向きな御答弁いただいたと思います。

また、敦賀港に関しましては、部長がおっしゃったとおり、企業との秘密保持契約というものを結んでいらっしゃると思いまして、開示は難しいと思うんですが、敦賀港に関しては、昨年、国からの特定利用港湾にも指定されておりまし、海上保安庁の施設もある中で、国の重要土地調査法で規制対象になり得る場所だと思います。

なので、今後、敦賀港周辺の企業誘致に関しましては、国との情報共有を図りながら、情報は開示できないと思うのですが、より慎重に話を進めていただくことを要望させていただきまして、次の質問に移ります。

次に、本県のバスの運転手不足について伺います。

本県では今後、少子高齢化や人口減少が一層進行し、あらゆる産業で労働力不足が深刻化することが想定されます。

中でも、バス交通は、高齢者、子ども、車を持たない方など、いわゆる交通弱者の生活を支える生命線であり、運転手不足に伴う減便・廃止は、多くの県民の生活に直結する重大な問題であります。

本県のみならず、全国的にも同様の状況にあるのを受け、国は特定技能制度の対象に自動車運送業を追加し、外国人材がバス運送に従事できる制度を整備しましたが、在留資格や一定の日本語能力に加え、大型自動車等の第二種免許の取得が求められております。

特に、第二種免許は有償で旅客を輸送するプロドライバーの資格であり、安全基準は第一種免許より格段に高いものです。

仮に免許取得に至ったとしても、実際の運行では交通法規の理解、接遇対応、緊急時判断など、高度な日本語能力を前提とした運転技能が不可欠です。

さらに本県では、狭い道路や積雪路も多く、地域特性に応じた危険予測の能力も必要であると考えます。

すなわち、制度上は受入れ可能であっても、現状では第二種免許・日本語能力・安全責任の観点から、外国人運転手の実務運用は極めて難しいと考えます。

そのような状況の中、本県は他県ではあまり見られない、バス事業者向けに外国人ドライバーを受け入れる環境整備等の予算措置を講じており、外国人バスドライバーの育成を支援する事業をしております。

本県のバス運転手不足は深刻でありますから、それ自体を否定するものではありません。

しかしながら、現在、本県が想定している外国人ドライバーが第二種免許取得試験を受ける資格を外国免許の直接切替え、いわゆる外免切替えで取得した運転免許を保持している外国人としていることに非常に不安を覚えます。

本来であれば、日本人同様に普通自動車第一種免許を取得後に、二種免許試験を受ける流れにすべきだと考えます。

私がヒアリングした外国人人材派遣会社も、「外国人に日本の交通ルールをより深く理解させるために、安全面において普通一種取得後に二種免許取得する流れが筋である」との見解であり、同社はそのような対応を基本として事業を展開しているとのことです。

ここで質問ですが、本県として仮に外国人人材を活用する場合でも、県民の安全確保を第一に、バス事業者に対して、採用水準は慎重かつ高い基準の設定を求めるべきと存じます。

信頼性や実績がある人材派遣会社の選定や、免許取得に際して外国免許の直接書換えを認めず、日本人と同等の取得プロセスを求めるなど、質の担保が必要だと考えますが御所見を伺います。

本来であれば、日本人の方にバス運転手になっていただき、今ほど議論させていただきました懸念事項などがないのがベストですが、昨今、日本人バス運転手不足の主な根本要因は待遇にあると考えられ、改善が求められております。

残業、分割勤務、早朝・深夜勤務が常態化することで、実質的な賃金低下が生じているのではないかとも指摘されています。

そこを改善していくける施策を本県としてもさらに取り組んでいかなければならぬと思います。

そこで伺いますが、本県のバス運転手の現状の賃金水準、勤務形態の過重性。業務負担の実態を県はどのように把握しておりますでしょうか。

さらに、需要が集中する通学時間帯等のピーク時間に特化した賃金加算制度、あるいは路線維持に不可欠な時間帯への補助金重点配分など、待遇改善に直結する施策をどのように実施、検討しているのか、具体的にお示しください。

現在、本県では県庁職員2名の方が、兼業でバス運転手を務めており、乗客が多い朝便や人手が足りない週末に入っている状況であります。

今後のバス運転手不足が加速すると想定する中で、既に大型免許を保有している公務員に対し、バス運転手としての兼業を認める制度の拡大を検討してはどうでしょうか。

中でも、消防士は県民の生命・身体・財産を守る使命を担い、安全運転・危険予測・緊急対応能力を日常的に訓練されております。

狭い道路や積雪路など、本県特有の環境を踏まえれば、消防車両など大型特殊車両の運転経験は一般の大型免許保持者と比較して実務適性が高いと考えられます。

また、消防士の方々の多くは、交代制勤務であり、非番の日などに限った補完的な人材として活用する余地があります。

人手が不足する時間帯・区間に限定して運転を担うことで減便・休止の緩和に資することができ期待できます。

ここで質問ですが、バス運転手のさらなる確保策として、市町と連携し、消防士などの兼業を進めていってはどうかと考えますが、御所見を伺います。

本県の地域公共交通、とりわけ路線バスは、人口減少と高齢化の進行に伴い、単なる移動手段ではなく、住民生活を支える重要なインフラの役割を強めています。

一方で運転手不足は深刻であり、制度上は外国人材の活用が可能であっても、安全面、二種免許の取得・日本語能力・責任の重さという壁から、現実的な運用には限界があります。

だからこそ、本県に根ざした日本人材をいかに支援・確保するかが問われています。

待遇改善、養成制度の整備、離職防止策、そして、公務員兼業を含めた多様な担い手の確保について、県として主体的な戦略を描くことが求められていると思います。

以上、県民の足を守るための具体的施策について、明快な御答弁をお願いいたします。

議長／未来創造部長武部君。

武部未来創造部長／私からは、バス運転士不足について、3点お答えをいたします。

まず、バス運転士の外国人材活用に当たっての質の担保について、お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、バス運転士には、安全に運転する技術が求められておりのことから、バス事業者は、外国人材の活用に当たり、実際に運転技術を見極めた上で採用を行う必要があると認識をしてございます。

県では現在、バス事業者とともに、海外からバス運転手を紹介した実績のある複数の人材紹介会社に対しまして、現地における運転技術や日本語の教育体制、来日後の免許取得に対する支援体制などについて、ヒアリングを行っているところでございます、

6月議会でも御答弁を申し上げましたとおり、外国人運転手として採用された後には、日本人運転手と同様の新任運転者の研修を行うことが義務づけられております。

県といたしましては、外国人材の活用に当たり、採用の前後で、外国人運転手の安全運転でありますとか、乗客の安全確保が十分担保されるよう、引き続き、事業者と協議していきたいと考えております。

続きまして、バス運転手の賃金水準や勤務形態、それから待遇改善に直結する施策についてお答えをいたします。

バス運転手の賃金水準でありますけれども、事業者において引上げの努力を行っていただいておりますものの、なお、全産業の平均に比べ、低い水準にとどまっているのが現状でございます。

勤務形態につきましては、昨年7月に導入されました1日の拘束時間緩和措置などの措置に伴いまして、超過勤務の縮減につながった一方で、路線バスの性質上、早朝でありますとか、夜間の勤務が引き続き必要となっております。

県では、今年度から新たに市や町とともに運転手一人当たり20万円の給与支援を実施して

いるところでございまして、運転手の待遇改善につなげているところでございます。さらに、事業者が独自に運転手の待遇改善に活用できるよう、従来の赤字補填に加えまして、利益が事業者に残る仕組みとして運行奨励金の支給も県独自の事業として開始をさせていただいたところでございます。

こうした支援制度を活用しながら、各事業者においては基本給のほかに運転業務に関する各種手当への導入に踏み込んでいただいているところでございます。

今後も事業者が県の支援措置を活用しながら議員御指摘の賃金加算制度等も含めて、待遇改善策を実施できるよう引き続き、事業者と協議していきたいと考えております。

続きまして、市や町と連携し、消防士などの兼業を進めることについてお答えをいたします。

バス運転業務の兼業につきましては、昨年8月以降、県職員、それから市や町、経済界に順次お声かけをさせていただいておりまして、現在県職員が2名、福井市職員1名が従事しているという状況でございます。

いずれも県庁や市町の業務に影響がないよう、バス会社との間でシフトを調整しながらしっかりと運転業務に従事をしていただいているところです。

現在もこうした事例でありますとか、兼業制度、それから運転体験会の開催、大型二種免許の取得支援制度を県職員や市町に周知をしているところでございます。

兼業によるバス運転業務は本来休暇となる日に勤務をするということでございまして、本務所属における体制でありますとか、本人の体力など、様々な課題をクリアして実現しているものでございます。

引き続き、全国初めてとなる本県の事例を広く県内に紹介をさせていただきながら、この兼業に加えまして、再就職によるバス運転手への従事について市や町とともにお声がけを実施していきたいと考えております。

議長／堀居君。

堀居議員／御答弁ありがとうございます。

外国人バスドライバーの採用につきましては、再度質問をさせていただきますが、東京のバス会社で外免切替えから二種免許を取得した事例があるのは知っているのですが、交通ルールが日本と違う外国から来られるということは、日本の交通ルールをより理解していただくためには、普通一種免許を取得していただいた後に、第二種の免許を取得する流れ、これは日本人も同じプロセスなんですが、それをやっていただいたほうが、より安全面においては安心をしますし、その取得プロセスを準備している人材派遣会社というのもあると聞いておりますので、そういったところをしっかり調査していただいて、慎重に進めていただけたらと思います。

次の質問に移ります。

最後に、本県の就職氷河期世代の積極的な公務員採用について質問させていただきます。いわゆる就職氷河期世代、1993年から2004年頃に学校を卒業された方々は、当時の経済状況の影響で正規雇用の機会に恵まれず、多くの方が非正規や不安定な職に長くとどまらざ

るを得ませんでした。

私も含め、全国にも県内にも就職氷河期世代の方々が多数おられ、今まさに40代後半から50代に差しかかる世代であります。

また、国の調査でも、以前より改善されたものの、いまだ不安定な生活基盤や、再挑戦の機会を得る上で、非常に厳しい状況にある方々がたくさんおられます。

そのような状況の中、国は今年度、就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議を設置しており、「生まれた時代で不遇も不公平もない国へ」をスローガンに掲げ、支援策を打ち出しております。

参考資料を御参照ください。

その中で、氷河期世代の支援策の一つとして掲げたのが、公務員・教員としての採用拡大であります。

文科省によると、公立学校の教職員採用数は1980年の4万5651人がピークで、2000年には1万1021人にまで減少。

一方、競争率は1998年に10倍となり、2000年には13.3倍に跳ね上がっており、氷河期は、民間企業だけではなく、教員への道も狭き門です。

すなわち、教員になりたくてもなれず、諦めた方々が多い世代とも言えます。

本県でも、過去に職業訓練や就職相談、支援イベントを実施しており、氷河期世代の声を聞く枠組みはありました。

しかし、現状の県庁職員や公立学校教員の採用状況を見ると、氷河期世代の採用実績は明確に分からず、安定的な受皿として機能しているとは言えません。

県庁の現在の社会人枠も、年齢35歳から61歳で幅広く受験可能とされてはいるものの、応募や採用人数のデータは不透明で、毎年の採用目標も明示されていません。

教員採用についても、2025年度の一般教諭合格者は255人ですが、年齢層ごとの内訳は公表されておらず、氷河期世代の参入状況は不明です。

受験者数自体も減少傾向にあり、若年層中心の採用が続く中で、世代間の隔たりは依然として大きな課題となっています。

こうした状況を踏まえ、私は県として、就職氷河期世代をもっと積極的に採用する姿勢を示す必要があると考えます。

就職氷河期世代の方々は、人生経験や職歴、地域社会での活動などを通じ、行政や教育現場にとって大きな戦力となり得ます。

また、人口減少や若年層の県外流出が進む本県において、即戦力として活躍できる人材を取り込むことは、県政や教育現場の持続性や質の向上にもつながります。

行政サービスや学校現場において、経験豊かな世代を加えることは、多様性の確保や人材の安定にも寄与すると考えます。

そこで、提案並びに質問させていただきます。

第1に、県庁職員採用における就職氷河期世代の安定枠の制度化についてです。

現行の社会人枠を単発の募集で終わらせるのではなく、毎年一定数確保する定常枠として位置づけること、行政職などに限らず、募集する職種も拡大することを提案します。

また、採用後のキャリアパスや研修、福利厚生を明示することで、長期的に安定して勤務

できる環境を整備することも重要だと考えます。

そこでお尋ねします。

本県として、この安定的な氷河期世代採用枠の制度化に向け、今後、具体的な検討や取組を進めるべきと考えますが、御所見を伺います。

第2に、国の通知でも支援が指名されているとおり、就職氷河期世代の教員採用枠を設けることです。

私はこの世代専用の特別枠を設け、採用後には研修や指導補助、生活支援などを充実させることで、安心して教員として定着できる環境を整えるべきだと考えます。

これにより、学校現場に年齢層や経験の多様性をもたらすことも可能です。

県教育委員会として、こうした特別枠の設置や年齢制限の柔軟化について、どのようにお考えでしょうか。

御所見を伺います。

第3に、就職氷河期世代に係る県の労働政策と国との連携による支援制度の拡充についてです。

国の就職氷河期世代支援策は一定期間で終了するものがありますが、就職氷河期世代の生活や再挑戦のニーズは継続しています。

資格取得支援、学び直し支援、職業訓練、再チャレンジ支援など充実させる必要があり、国と県が連携し、国の制度拡充や県の支援充実が求められます。

本県として、現在の国や県の就職氷河期に対する雇用対策の現状を伺うとともに、国への働きかけや県の支援充実に向けた具体的な方針や取組について、どのように考えておられるでしょうか。

中村職務代理者の見解を伺います。

本県として、この就職氷河期世代の再挑戦の機会を確実に提供する姿勢を明確に示すことが地域社会の利益に資すると思います。

現在の深刻な人材不足の解決をするための鍵になると主張をさせていただき、質問させていただきます。

お願いいいたします。

議長／職務代理者中村君。

中村副知事／私からは1点、就職氷河期世代に対する雇用対策の現状、それから国への働きかけや県の支援の充実についてお答えをいたします。

就職氷河期世代に対する雇用対策として、国ではハローワークに専門の窓口を置いて、就職支援を行う一方で、県でも人材確保支援センターだとか、それから若者サポートステーション、この専門家による個別の指導や相談に対応しております。

それから、職場見学などの支援するプログラムを実施しております、過去5年間で、細かく言えば、延べ6886人が就職するなど、一定の成果は上げていると感じております。

本年7月には、県独自で就職氷河期世代などを対象とした就業状況や支援希望に関する実態調査を実施しました。

約7000人に上る回答をいただきました。

そのうちの8割が、やはり企業とのマッチング推進やリスクリングの充実といった雇用支援を望んでいらっしゃるということが分かりました。

御質問でも様々、施策を述べていただきましたが。

このため県では、企業に対して就職氷河期世代の採用枠の拡大に、これをしっかりと取ってほしいということを働きかけるとともに、今後、企業と求職者の出会う場の確保、それから希望のスキルが学べるリスクリングの充実などについて、この氷河期世代の生活安定に向けた具体的な支援策、今御提案もいただきましたので、それも含めまして検討してまいりたいと考えております。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／私からは、安定的な氷河期世代採用枠の制度化についてお答えを申し上げます。

本県では、国からの要請を受けまして、令和2年度から令和6年度までの5年間で、氷河期世代に限定した採用試験を実施しまして、その間、合計行政職38名を採用いたしました。

今年度は、国からの要請の中には受験資格の上限年齢の引上げなどの応募機会の拡大への要請、こうした点を踏まえまして、試験制度を見直し、年齢要件を61歳まで引上げるとともに、募集職種に技術職の一部を追加した社会人枠として実施しております、10人の採用予定に対しまして、150の方に受験いただきました。

うち約7割の方が氷河期世代の方でございました。

今後、国や他県の動向を踏まえながら職種をさらに拡大することなども検討していくたいと考えております。

また、採用後のキャリアパスにつきましては、今年度から職員の自立的なキャリア形成を図るため、職員にキャリアプランシートを作成してもらっております。

所属長がそれを活用して面談で将来目指す姿や必要なスキルなどを聞き取り、研修の受講、休暇制度や子育て支援などについても助言を行っているところでございます。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から、就職氷河期世代の教員採用について、お答えをいたします。

県では、幅広い世代から福井県の教育に資する優秀な人材を採用することを目的に平成18年実施の採用選考試験より、それまで設けられていました40歳未満という年齢制限を60歳未満へと拡大をしております。

直近の3年間におきましては、就職氷河期世代と言われます40代、50代の志願者と採用者、それぞれともに全体の1割ぐらいを占めておりまして、3年間合計では、68名を採用させていただいております。

現在においても、この世代の方々に多く採用選考試験を受験していただいておりまして、また多くの方を採用し、現在学校現場で活躍していただいているところです。

こうした中、さらにこの世代のみに対する特別採用枠を設けることは、幅広い世代から優秀な人材を採用するという目的や、公正公平な採用選考という観点からも課題があるのでないかと考えているところでございます。

県といたしましては、引き続き新卒に加えまして、社会経験が豊富で、教育に対して熱意のある人材を年齢を問わず募集をさせていただき、優秀な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

議長／堀居君。

堀居議員／少しお時間がありますので、再質問させていただくのですが、先ほど総務部長がおっしゃいました、令和2年から令和6年の間に県の職員の方を採用されたというところで、私もそこを事前に確認させていただいた中で、令和2年から6年、細かく説明しますと、令和2年で8名、これが倍率が33倍、33人に1人というところですよね。

令和3年が8名、これが倍率が15.8倍、令和4年が8名、倍率12倍、令和5年が9名で倍率が10倍、令和6年が5名で倍率12.4倍と、非常に倍率が高い中で採用されているというところで、需要はこの倍率を見ると、物すごくあるんだなというところで、多くの氷河期世代の方々が県の職員になりたいというところで、しかしながら、今年度から年齢制限を61歳までにしたというところで、氷河期世代の専用の枠が撤廃されたというところなんですが、国は令和8年度から改めて就職氷河期世代の国家公務員の採用を拡大していくという方向性でございますので、もし可能であれば前向きに検討いただきたいのですが、令和8年度以降、再度、就職氷河期世代の専用の県の職員の採用枠というのを復活の御検討をいただきたいのですが、再質問させていただきます。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／御質問ありがとうございます。

少し補足いたしますと、もともとやっていた氷河期世代の年齢というのは、39歳から54歳ということでございます。

今やっている社会人枠が35から61ということで、年齢的にはかなりかぶっているという状況でございます。

また、他県の動向を見ましても、氷河期世代限定というところは8県ほどにとどまっているというところですので、そのあたりはこれから、いろんな状況を見ながら考えていきたいと思います。

議長／堀居君。

堀居議員／御答弁ありがとうございました。

改めてまして、就職氷河期世代の再挑戦の機会というのを、県としてもしっかりと御検討いただきたいというところがございます。

私も就職氷河期世代の一人として、自分の同世代が就職のときに本当に苦しんで、今でも安定しない職業に就かれている方々が多いと思いますので、これからもこの氷河期世代に光が当たられるような政治活動をしていかせていただきたいと思います。

私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／以上で、堀居君の質問は終了いたしました。

藤本君。

藤本議員／おはようございます。

越前若狭の会、そして所属政党は参政党の藤本一希でございます。

私もこの橙色どこまで出していくかと、若干調整をしようと思っていたんですけれども、その矢先、昨日、まんまと出し抜かれてしまいました。

これは私の不徳の致すところというところで、もう回答的(?)出直しをしたいという思いから、本日、初心にかえって質問をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、中村知事職務代理者に伺います。

議会は本来、選挙を経て県民から負託を受けた議会と、そして、同じく負託を受けた知事、この両名が議決と執行という形で二元代表を担っているわけでありますが、知事が不在の県庁、執行側においては、現在、一時的にではありますけれども、県民から付託を受けた意思決定者がいないということになります。

そのような状況の中で、恐らくこれまでも、知事がいたときから県民の民意をどう反映するかということで御努力いただいていたというのは重々承知をした上でありますが、今、知事がいないというところでありますので意思決定においては民意をどのように反映していくのかということが執行側においては、これまで以上に丁寧に求められるものではないかと思います。

そこで、1点伺います。

中村知事職務代理者として県政における意思決定を行うに当たり、どのようにこれまで以上に民意を反映すべく望むのか、その姿勢についてお伺いをいたします。

次に、中村副知事御自身の信条について伺います。

中村副知事は、今回、職務代理者として知事の職務代行される立場となりましたが、その以前から県政の重要な立場において多くの判断に関わってこられたものと承知をしております。

そこで改めてお聞きしたいのは、副知事御自身が職務代理者としてではなく、県政にこれまで関わってきた上で何を信条として大切にして捉えたかということです。

こうした説明は、私たち、私も含め、この12月定例会で議論を交わすにあたり、それを深めるのに非常に参考となりますし、県民の皆様も関心を寄せているところではないかと思います。

現状はトップでございますので、1点伺います。

中村副知事がこれまで県政運営において大切にされてきた信条について、ぜひ思いのたけを語っていただけたらと思います。
お願いいいたします。

議長／職務代理者中村君。

中村副知事／藤本議員の一般質問にお答えをいたします。
まず、職務代理者としての姿勢についてでございます。
これは地方自治制度におきまして職務代理というものは知事が不在の間も県政を止めることがないよう、その職務を代理するものでございまして、知事の職務権限に属する一切の事項を処理して、その行為の効果というものは知事が行ったと同じ効果を生じるものとされております。

私もこのような考え方の下、これまで議会において御議論をいただき、それから御了承をいただいているこの施策や事業、これについては、滞りなく進めさせていただくというふうに考えてございます。

去る5日、知事職務代理者として、幹部職員の前で訓示もさせていただきましたが、本県では、北陸新幹線の敦賀以西の延伸、それから原子力、エネルギー政策など、重要課題が山積みとなっておりますので、職員には一人一人がこれまでどおり職務に取り組んで県政を停滞させることのないようということで伝えております。

私も鷺頭副知事も、2人ともに先頭に立って全力を尽くしていく所存でございます。

次に、今度は私の副知事としての信条や大切にしてきたことについてという御質問です。
副知事に就任させていただいたのが令和元年8月、そこから知事の下、当時は櫻本副知事がおりました。

現在は鷺頭副知事。

これは副知事体制はしっかりとタッグを組んで支えていかないといけないものですから、常に2人の間ではコミュニケーションをよく取りながら、知事の意をどういうふうにして具體化させていくかというようなことを考え、悩んだところでございます。

その大前提といたしましては、県議会をはじめ市や町、17の市や町がございますし、企業、団体の皆様といかに丁寧にコミュニケーションを図っていくかということは、これは極めて大事だと思っておりますし。

その先にある県民の皆様ですね。

この県民の皆様がどういう目線で、この福井県というものを捉えていらっしゃるのか。
自分の暮らしにおいてどういうことに悩んでいらっしゃるのか、どう考えていらっしゃるのか。

これからそれに基づいて、どういうような行動を行いたいと思っているのか、実際行われるのか。

これは非常に県庁の中にいると理解しがたいんですが、一県民として見ると、これはそのステージを変えてみると分かることも、見えてくることもたくさんございます。

こういうような総合的なことを考えながら、県庁の施策、市町の施策も含めてですけど、

施策をつくる段階と、それからそれを実行に移す段階ですね。

この2つの段階で、県民の、先ほど言ったような行動原理をしっかりと考えながら進めていくというのが私が常に考えていたところでございまして、これがやはり施策の効果を最大に引き出すものだと考えております。

私が今までやってきたという話で行けば、特に北陸新幹線、それからまちづくり、観光振興、それから原子力、それから最近ではアリーナ整備などを通しましたスポーツ文化を講じた交流拡大だとか、伝統工芸、それから県産品の販路拡大などを受け持って努力をしてまいりましたつもりでおります。

県政の重要な課題がこれまでも(?)山積する中で、県政を止めることがあってはなりませんので、県民のために必要なことは、議会や関係者の皆様の御理解、御協力を賜りながら、私を含め職員一丸となって進めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長／藤本君。

藤本議員／ありがとうございます。

思ったより雄弁に語っていただいて非常にうれしく感じました。

本当に就任して間もない時期でありますけれども、民意をどのように、ステージが変わったということでどうやって民意を酌んでいくかということを膝に立たれて(?)取り組まれているということが分かり、私もすごく嬉しく感じました。

決して出馬を促す意図は一切ありませんので、これからも限られた期間ではありますけれども、代理者として務めを果たしていただきたいとお願いを申し上げます。

次に、外国人との秩序ある共生社会について伺います。

本年、高市政権の下、外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣が新設され、小野田大臣が就任されました。

これにより法務省や厚労省、国交省、警察庁などに分かれていた外国人政策について、内閣主導で一元的に調整する体制、いわば外国人政策の司令塔が設置されたわけであります。現在、小野田大臣の下、在留管理、労働、医療保健、土地取得、観光、治安対策など、本当に多岐にわたる分野で制度の見直しが行われております。

そして今後、この省庁横断的な政策の下に我々福井県に対して、都道府県に対しても情報の紹介であるとか協力の依頼、あるいは通達、こういったものが増えてきて、その都度、それは恐らく部署をまたいだものであろうと想像します。

こうしたものに対して、こちらが逆に縦割り的に対応すれば調整に時間と労力がかかったり、県の方針が一貫性を欠いてしまったりする場合が出てくるのではと懸念をしております。

外国人に関する政策というのは先ほど述べたとおり多岐にわたりますので、部局横断での一体的な判断というのもも重要だと思います。

府内の横断的な体制を整えることで国からの通達に対しても迅速かつ的確に対応でき、その結果、県民の安心・安全にもつながるのではと考えております。

今だからこそ外国人との秩序ある共生の推進に向けて全長的に取り組むべき時期に来てい

るのではないでしょうか。

そこで伺います。

国の新体制と整合を図り、本県として一貫性のある対応を進めるためにも副知事のリーダーシップの下、庁内横断の会議体や担当チームを設置する等、全庁的な体制構築を検討するべきではないでしょうか。

所見を伺います。

次に、国民健康保険料の適正な納付の確保について伺います。

厚労省は10月末、本年ですね。

健康保険料の前納、前もって納めるということですが、これにかかる条例参考例を送付するということで通知を全国の自治体に発出をしました。

この通知では、国保制度が公平性と持続性を維持していくためには、全ての被保険者が確実に保険料を納付するということが重要であるということを強調されております。

その一環として、海外から入国した初年度については通常の納期限よりも前に最大1年間まとめて保険料を納付させることができる前納制度、これを市町村が導入できるように条例案まで付して(?)通達がされているということで、制度の推進を図っているところであります。

これは早ければ令和8年度4月から適用できるということです。

この背景には、医療費の未収の問題であるとか、高額医療費制度を使った直後に転出してしまいますとか、フリーライドの問題ですとか、様々、制度の公平性が揺らぎかねない事情というのが幾つか発生しておりますが、本県内に目を向けても国保の納付率は外国籍の方のほうが県民の方よりも納付率が低いであるとか、県立病院における未収もあるですか、様々課題は顕在化していると思いますが、特に今後の地域医療の維持を考えますと、この制度の健全性を保つということが極めて重要です。

制度の穴を放置してしまえば、むしろまじめに納めている県民が損をしてしまうのではないかと思います。

そこで伺います。

厚労省の通知を踏まえ福井県として前納制度の必要性をどのように評価し、市町と連携して導入検討していくのか、そのお考えをお示しください。

最後に、外国人の受入れ方針について伺います。

小野田大臣は外国人の受入れについて、秩序を重視して法令遵守を前提とした秩序ある共生社会というものをうたっております。

この方針は、受入れ体制とその管理を重視したものであり、日本人と、そして適正に在留する外国人の双方が安心して暮らせる社会をつくることを目指すものであります。

一方、法務省の外国人受入れのあり方に関する論点整理によれば、外国人の受入れの影響は地域によって大きく異なると、地域の市場によって負担も異なるということが述べられております。

つまり、自治体ごとの対応が重要であると繰り返し指摘がされております。

教育、医療、福祉、土地、治安など、影響は多岐にわたりますので、全国一律の対応というよりも、福井県の事情に即した対応が求められるということです。

福井県の長期ビジョンにおいては、外国人労働者の受け入れ目標、5年間で1万人という目標が既に掲げられていますが、これは前政権の5年間で日本全国82万人を受け入れようと言っていた量的な拡大を目指していたときの政権のとき策定されたものであり、現在の秩序ある共生社会という考え方を含まない時点で策定されたものだと認識をしています。だからこそ、福井県が今の現政府の体制に対してどのように外国人を受け入れていくのか再度考えるべき時期ではないでしょうか。

そこで伺います。

国の制度見直しが進む今こそ、本県の地域特性を踏まえた外国人の受け入れ方針を再検討すべきではないでしょうか。

以上、3点、お問い合わせいたします。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／私から1点、部局横断型の外国人との秩序ある共生社会推進チームの設置についてお答えを申し上げます。

県では、第一次の福井県多文化共生推進プランの策定を見据えまして、令和2年に危機管理課や地域医療課、義務教育課、労働政策課等、10を超える所属が参画いたします多文化共生推進チームを設置いたしまして、定期的なチーム会議を通じて、必要な政策立案ですか、進捗管理、これを行ってきたところでございます。

さらに令和3年には行政や教育機関、民間支援団体、国際交流団体等が連携いたします、ふくい多文化共生推進ネットワーク、これを設立いたしました。

現在約100の団体、個人が課題や情報を共有し、多文化共生の推進に向けて協力してございます。

今後、国の方針に基づきまして、都道府県においても防災、教育、医療、福祉など幅広い分野で新たな対応が求められますことから、今の第二次プラン策定にあたりましてもチームに所属する関係課が毎回策定委員会にも出席いたしておりますし、知見の共有や必要な施策の提案なども行ってございます。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／私からは、外国人に対する国民健康保険料前納の必要性についてお答えいたします。

国は、国民健康保険料の適切な納付に資することを目的として、外国人が入国初年度の保険料を通常の納付期限から前倒して一括で納付させる仕組みについて、10月29日に条例例等をともに示しました。

これを受けまして、県では未納の対策の一つとして、県内各市町に情報提供を行ったところでございます。

また、国では滞納情報や在留資格に活用する仕組みなども検討されておりまして、市町とともに連携しながらこの動向を注視し、健全な国保運営に努めてまいりたいと考えております。

ます。

議長／産業労働部長大塚君。

大塚産業労働部長／私からは本県における外国人労働者の受け入れ方針に関して、お答えをさせていただきます。

本県におきましては91か月連続で有効求人倍率が全国1位と高止まりしております、9月に経済団体が企業に行った調査におきましても、経営課題を人材確保育成すると回答が最多であるなど、人手不足への対応は喫緊の課題でございます。

将来にわたって本県経済を活性化させるには、外国人材は欠かせないと考えております。そのため県といたしましては、外国人材から選ばれる地域を目指し、相談窓口の設置、就労や生活環境の整備支援、地域との交流機会の創出などを行っているところでございまして、引き続き市町や経済団体等と連携して、これらの施策を推進してまいります。

一方で、当然、県内企業で雇用される外国人材には秩序と制度を遵守していただくことが必要でございます。

国において在留資格の在り方等を検討し、令和8年1月にも取組の方向性が示される予定でございますことから、県といたしましても、こうした動向を注視してまいります。

議長／藤本君。

藤本議員／御答弁ありがとうございます。

まずは全調的なチームというところで、策定に今後、毎回の出席等を強化されるということありがとうございます。

全国に目を向けると、県単位で言えば、知事がトップになってチームを持ってたり、副知事がトップになってチームを持ってたりと、福井県でいうところの鷲頭副知事をリーダーとした女性活用推進チームみたいなイメージだと思いますが、そういった取組を先行的に始めているところもあると承知しておりますので、また御検討いただきたいと思います。

そして、全農制度については、これから市町の判断になってくることかと思いますが、もし前向きな市町があれば適切な支援をいただくようにお願いをいたします。

最後の外国人の受け入れ対応というところで、産労部のほうから労働力としての重要性というところで観点を上げていただいて回答いただいたところではあるんですが、例えば治安ですか、公共サービスのキャパシティですか、そういった部分については少し不明な点がやはり今残りましたので、可能であれば再質問も行かせていただけたらと思います。

これから多文化共生推進プランを策定されていく交流文化部として、既に議論もあると思いますので、労働力以外の部分でもし受け入れに関する議論が進んでいるものがあれば教えてください。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／議員おっしゃるように負荷やリスクというのは県によって大変違うという御意見もございます。

我々としても、適正に在留される外国人の方々と県民の方々が安心してともに暮らせる社会を目指す心は一緒だと思ってございます。

議員御指摘のこともございますが、今申し上げましたとおりチームの中でそういった様々な分野を一括して議論しておりますので、専門家ですか詳しい方、当事者の方の御意見なども踏まえまして、安心して共生できる共生計画になるよう努めてまいりたいと思っております。

議長／藤本君。

藤本議員／ありがとうございます。

どうかよろしくお願いをいたします。

続きまして、内需を基本とした観光政策について伺います。

まず、近年安全保障環境の成果、そして特に日中韓の緊張が高まっておりまして、中国からの旅行者が大幅に減少、または最悪の場合、途絶する可能性も想定しておく必要があるかと思います。

中国政府は日本への渡航に関して警戒を強め、日本旅行の自粛を呼びかけるという具体的な措置を既に取っております。

観光に投資をしていく福井県として、こうしたリスクへの備えは不可欠であります。

日本全国に目を向ければ、中国籍の方の旅行者のシェアというのは人数ベースでも22%、消費額ベースでも22.5%、いずれも2割を超えるということであります。

今こそ、特定国への依存リスクというものを軽減するべきではないでしょうか。

そこで伺います。

県として、中国市場への依存リスクや、もしその途絶があった際の観光収入、地域経済への影響等についてどのように分析しているのか、所見を伺います。

次に、外国人観光客への対応について伺います。

これもまた小野田大臣でありますが、秩序ある共生社会の中で、やはり観光行政においても秩序ある観光というものが打ち出されております。

観光地における一部の方のマナー違反や迷惑行為、トラブルの防止等を図りながら、ルールをしっかりと提示することや管理体制を整備するなど、受入れに際して秩序を守っていかる体制が必要であります。

観光政策の持続性においても、観光地の秩序、これこそが最も大事なものではないかと思います。

そこで伺います。

本県として、この国の方針に沿って秩序ある観光を実現していくために取り組むことがあれば教えてください。

そして、最後に観光政策の基本的な考え方について伺います。

近年、外国人観光客が増加しており、当然、経済的なメリットがあるわけですが、一方で今回のように相手国との関係であるとか、地政学的なリスクや国際情勢の変化によって不確実性があるということも事実であります。

インバウンドに関して一切否定するものではありませんが、観光政策においてはしっかりと内需を重視していけば、こうした外への依存リスクも軽減されますし、国内旅行客あるいは観光地への日本人のための投資というものが喚起されていき、県民も含めた国内県内旅行者による消費定着というものにつながっていくと期待をしております。

本県が地域経済のために観光政策に投資をしていくのであれば、こうした内需を基本とする考え方、これをしっかりと打ち出すべきだと考えます。

そこで伺います。

県として、観光政策においては内需が基本であるという考え方を示し、県内における経済波及効果を最大化する取組を進めるべきだと思いますが、御所見を伺います。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／ただいまの3点について、お答えを申し上げます。

まず1点目、中国からの旅行者が来なくなる場合の影響についてお答えをいたします。

県内の宿泊者数全体に占めます中国人の割合は0.3%でございまして、全国平均4.8%に比べますとまだ低い状況にございます。

また、消費額の面でも、令和6年の推計でございますが、県内全体で1513億円の約0.3%、約4億円と試算してございまして、こちらも割合としては大きくございません。

県内の宿泊事業者や旅行会社に問い合わせてもおりますが、現在のところ大きな影響が出ているとは聞いておりません。

しかしながら、渡航自粛の呼びかけが長引きますと、今後影響が出てくることも考えられますので、今後も状況を注視してまいりたいと考えてございます。

続きまして2点目、観光に来る外国人への対応の厳格化についてお答えを申し上げます。

高市総理は、外国人との秩序ある共生社会の実現に関する関係閣僚会議におきまして、インバウンド観光も重要と認めた上で、一部の外国人による違法行為やルールからの逸脱に對しては毅然と対応するよう指示をしておられます。

その一環といたしまして、観光客の過度な集中の防止と地方分散、あるいはマナー違反等のオーバーツーリズム対策の強化、これに取り組むこととしてございます。

外国人も含めた観光客等の受入れと県民の生活の質の確保を両立することは非常に重要でございまして、昨年度策定いたしました県観光ビジョンにおきましても、目指す姿の一つにみんなが幸せになるを掲げてございます。

県民の幸せ実感向上につながる形で、観光による地域経済の活性化、これを促していくたいと考えております。

現時点では、県内において外国人観光客による迷惑行為やオーバーツーリズムによる県民の利便性低下などは把握してございませんが、外国人の様子や国の動向を注視いたしながら、必要に応じて対応を検討してまいりたいと考えてございます。

3点目、外国人観光客に依存しすぎない観光政策についてお答えを申し上げます。

国では、物価高騰や人口減少により、国内旅行者、この数の減少が今後続くと見込んでおりまして、将来にわたって持続可能な観光地であるためには、外国人観光客も受け入れてしていく必要があると考えてございます。

日本全体では昨年と一昨年の宿泊者数を比較いたしますと、日本人の宿泊者数は約500万人減少しております、その分を外国人宿泊者数が補うことで全体として宿泊者数が増加してございます。

本県といたしましても、現在は97%以上が国内の旅行者ではございますが、国内外からの宿泊者数を増やしますとともに、連泊を促す必要があると考えてございます。

日本人も外国人とともに多く訪れております金沢と京都に隣接する好立地を生かしながら、県内事業者が少しでも潤うよう稼ぐ観光、これを進めてまいりたいと考えてございます。

議長／藤本君。

藤本議員／ありがとうございます。

2点目の県民が幸福を実感できるための観光政策ということでぜひお願いをいたしますし、観光受入れをされている事業者、観光地の事業者の方々の声というのが非常に重要だと思いますので、耳を傾けていただけたらと思います。

最後、外国人宿泊者で日本人の宿泊減を補うという考え方なのですが、そもそも日本人の宿泊が減っていることが原因で、それを補えばそれでよいということではないと思っています。

日本人の国内宿泊をしっかりと伸ばし、一方で並行してインバウンドも伸ばすということが必要だと思いますので、そして観光地のベース、原則を支えていくのが内需であるということが理想的かなと思いますので、どうか考え方についても御検討いただけたらと思います。

続いて、海洋資源開発について伺います。

先日、日本海海洋資源フォーラム in 福井が開催されました。

日本海側における海洋資源開発の実用化に向けて、本県が大きな一歩を踏み出したと受け止めております。

日本海にはメタンハイドレートをはじめとする次世代エネルギー資源が広く存在するとされ、エネルギー安全保障や地域産業振興、沿岸地域の未来づくりにも大きな可能性を秘めていると感じます。

福井県は原子力発電所を多数有するエネルギー先進県であり、海洋資源にも挑戦していくことで我が国のエネルギー政策を福井県がリードするという姿勢を示すことができるのでないでしょうか。

そこで伺います。

日本海沿岸各府県との連携強化、そして国への要請活動をさらに推進すべきだと考えますが、御所見を伺います。

海洋資源についてもう一点伺います。

メタンハイドレートなど次世代エネルギー資源の活用は国家的なプロジェクトとして進めていく必要があり、本県でもその土台づくりが必要あります。

理解の促進、産業連携、人材育成など、地域を巻き込めないか模索していく必要があるのではと考えます。

そこで伺います。

こうした県内の機運醸成に向けた取組を県として積極的に検討していくべきだと考えますが、所見を伺います。

議長／エネルギー環境部長獅子原君。

獅子原エネルギー環境部長／私からは、海洋資源開発について2点お答えをいたします。

まず、日本海側12府県との連携と海洋資源開発の国への要請についてお答えをいたします。

メタンハイドレートなどの海洋エネルギー資源は、資源に乏しい日本にとって重要なエネルギー資源でありまして、今年2月に閣議決定されました第7次エネルギー基本計画においても、メタンハイドレートについては2030年度までに民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトが開始されることを目指すとされております。

商業化に向け、現在、国においてメタンハイドレートを含む海底地盤の掘削やその掘削物からメタンハイドレートを分離する技術の開発などが進められております。

県としましては、引き続き日本海側の各府県とともに国に対し、商業化の早期実現に向けた取組を加速させることや、生産技術の開発などにおける地元の大学や中小企業等の積極的な活用などを求めてまいります。

続きまして、海洋資源開発の早期実現に向けた県内の理解促進と機運醸成についてお答えをいたします。

議員から御紹介もございました日本海海洋資源フォーラムは日本海におけるメタンハイドレートの開発推進を目的に日本海側12府県で構成する海洋エネルギー資源開発促進日本海連合が主催し、毎年持ち回りで開催をしているものでございます。

本県では今年1月、初めてこのフォーラムを開催し、国との意見交換や有識者による講演等を通じて、メタンハイドレートの持続可能なエネルギーとしての可能性や商業化に向けた技術開発の状況、海洋環境への影響などについて広く普及啓発を行ったところでございます。

県としましては、引き続き日本海連合への参画やフォーラムへの出席を通じ、メタンハイドレート開発に関する最新の知見や情報の収集に努めるとともに、今後、県内の理解促進や機運醸成に向け、どのような取組が効果的なのか、他府県の事例も参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

議長／藤本君。

藤本議員／ありがとうございます。

ぜひお願いをいたします。

福井であれば、日本海側でもしそれが発掘できれば、我々、敦賀港を有しておりますので、そこからの物流等、様々な可能性が見えてくると思っておりますし、また、日本海側は隣国が様々な態度を取りますので、ここに対して我々が産業として投資をして、そこで人の活動、営みがあるということ自体が安全保障にもなりますし、ぜひ積極的な投資を国に呼びかけていただけたらと思います。

最後に、部活動の地域連携について伺います。

まず先に言葉の整理ですが、今、地域展開ということで土日の部活動を地域クラブに展開していくという言い方をされていると思いますが、地域連携というのは、あくまで教育委員会が主体となって部活動を運営し、地域のリソースを部活動に対して調達してくるという考え方で、地域と連携しながら部活動を守っていくという考え方であります。

学習指導要領に照らせば、部活動は本来、教育委員会の責任の下で行われる学校教育活動であります。

この原則に立ち返れば、土日の活動も今オペレーションはそれでいいかもしれません、責任主体として、やはり教育委員会がその主体であると。

そして、地域と連携をして運営をしていくという考え方が必要ではないかと思います。

実際に、熊本市では地域移行というもの現場では進めつつですが、教育委員会が責任を維持したまま教育委員会から地域の指導者へ委託をしたり、外部連携をしたり、組み合わせて運営をすることで熊本モデルというものを構築しております。

土日においても、学校の教育委員会が主体性を確保した上で運営を実現しているというところであります。

この全面的な地域移管だけが選択肢ではなく、教育委員会が責任を持ちながら地域と協働していくという第三の道が制度上も実務上も成立し得るということを示した先行事例であります。

生徒にとっての教育的価値を守り、機会の公平性を確保するという観点から、土日であっても学校教育の枠組みの中に部活動を維持するということが望ましいと考えます。

部活動を通じた人格の完成こそが日本が失ってはいけない全人的教育ではないかと思っております。

そこで伺います。

熊本モデルのように土日の部活動についても、教育委員会が責任を持ちながら、地域と連携する形で運営をする仕組みが必要ではないかと考えますが、所見を伺います。

そして最後に、部活動の学習指導要領における位置づけについて伺います。

先日の参議院文教科学委員会において、松本文部科学大臣は部活動の位置づけについて以下のように答弁をされております。

本年5月の有識者会議の最終取りまとめを踏まえ、次期学習指導要領改定では、地域展開の進捗や見通しを考慮し、地域クラブ活動の普及、定着を前提とした記載としつつ、一方で、学校部活動が存続する学校もあるため、部活動に関しても一定の記載を行うことが考えられるということであります。

極めて曖昧なんですが、ここから読み取れるのは部活動を完全移行するとも明言していない、一方で、部活動は学校教育の一環であるという今の位置づけを維持するとも明言して

いないと、その間なんだと思いますが、つまり学習指導要領の改定において、部活動の制度的位置づけがどのように扱われるのか、現在、極めて不透明であります。

これは教育行政にとっても重要な分岐点であると考えます。

だからこそ、部活動の教育的意義を守るために国に対して明確に要請をすべきではないでしょうか。

そこで伺います。

地域移行の議論が進んだとしても、部活動を教育活動として明確に位置づけ、さらに教育委員会の責任の下で部活動が継続できる制度的な保証を行うために学習指導要領の改定における現行の部活動の位置づけ、これを維持するよう国に要請していただきたいと考えます、所見を伺います。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から部活動の地域連携について、2点お答えをいたします。

まず、土曜日と日曜日についても、教育委員会の責任の下、地域と連携し、部活動を運営することについてお答えをいたします。

学校部活動の地域展開については、急激な少子化が進む中でも将来にわたって生徒が継続的にスポーツ、文化、芸術活動に親しむ機会を確保、充実させることを主な目的として進められております。

令和5年度から始まりました3年間の改革推進期間において、各市町では地域の協力により、運営団体の設立や指導者の確保に努めまして、地域展開への体制を整えてきたところでございます。

その結果、現在、休日部活動の約8割に地域展開への見通しが立ったと、こういう状況となっております。

令和8年度からは、休日部活動は地域クラブでの活動に移行することとなるということで、主体は部活動ではなく地域クラブになるということでございます。

しかしながら引き続き、地域クラブ活動と学校部活動との間で活動方針や日々の生徒の活動状況などを綿密に情報共有していく必要があります。

こうしたことにより、学校と地域が連携、協力しながら、生徒のスポーツ、文化、芸術活動の充実を確保されるよう努めてまいります。

次に、学習指導要領における部活動の位置づけについてお答えいたします。

部活動は体力や技能の向上のほか、異年齢との交流を通じた人間関係の構築や責任感、連帯感の関与など、生徒の多様な学びの場として、これまで学校教育の一環として実施されております。

地域展開においてもこうした教育的意義を継承させていくことが重要であると考えております。

国のガイドラインにおいても、地域クラブ活動において部活動の教育的意義を継承発展させることの必要性が示されておりまして、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の実情に応じて、スポーツ、文化、芸術活動を整備していくことが求められております。

現在、国では地域クラブの質の担保の観点から、市町による認定制度について検討しております、この認定条件に教育的意義の継承も含まれております。

また、昨年12月には学習指導要領の開設に学校と地域クラブ活動との緊密な連携について記載が追加されたところでございまして、部活動の意義は地域展開後も引き継がれていくと考えております。

議長／藤本君。

藤本議員／御答弁ありがとうございます。

これまで地域に展開する体制づくりに対して教育委員会が責任を持って進めてきたということで、誠にそこの努力は大変だったと推察をいたします。

そして、一方で大事なのが、この地域クラブが担った後、そこで教育的意義が記載はされていますけれども、今まで以上に維持発展されるかということ、ここが極めて重要だと認識しておりますので、どうかそこまで含めて責任感を持ってお願いしたいと願うところであります。

また、いわゆる指導要領に地域クラブに移行した後も部活動と緊密な連携をするようにというふうな記載がなされるようになったのは、この熊本市がやはり学校部活動は教育活動として教育委員会の下で行われるべきだという思いから国に要請して、国としてもそこに若干の計らいがあり、緊密な連携というものを必ず残そうという方向になったと伺っています。

こうした市町がほかにもあると思いますので、もし部活動の教育的意義、そこに対する教育委員会としての責任というところで感じる部分があれば、こうした市町と足並みをそろえ、要請活動を行っていただければ幸いでございます。

今回、知事が不在の議会ということで冒頭、宮本議長からもこの議会側の責任がより一層重くなるという談話をいただいて臨ませていただいた本定例会であります。

まだ予算委員会等残っておりますけれども、今後とも御指導いただけたらと思います。

質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／以上で、藤本君の質問は終了いたしました。

中村君。

中村議員／越前若狭の会の中村綾菜でございます。

本県におけるハラスメント対策の強化について質問させていただきます。

本県の知事がセクシュアルハラスメント問題により辞任するという極めて遺憾な事態が発生をいたしました。

この出来事は、単に知事個人の問題にとどめるものではなく、県庁全体の職場環境の在り方、そして組織としての人権意識が改めて問われているように感じております。

一人一人の言動が無意識のうちに他者を傷つけていないか、自らが加害者になってしま

可能性がないか、そして職場全体にハラスメントを許さない空気があるかどうか、今こそ、県庁全体として、県全体として考え方し、そして取組をするよい機会なのではないかと考えております。

ハラスメントとは、単に人間関係のトラブルや感情のぶつかり合いではなく、相手の人格や尊厳を侵害する人権の問題です。

近年では、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、マタニティハラスメントなど、そういった具体的な類型とともに社会的な理解が進んでまいりました。

しかし一方で、加害者に悪意がないままに起きるハラスメントというものも多く、問題の根底には、意識の差が存在をしております。

例えば、親しみや冗談のつもりで発した言葉や態度が受け手にとっては不快で、精神的な負担となる場合があります。

実際、ハラスメントの多くは、受け手がどう感じたかによって成立するとされており、一回の言動でも相手が嫌だと感じたら、嫌だと思わせればハラスメントと判断される可能性があります。

杉本知事は、セクシュアルハラスメントで辞任されました。

そもそもセクハラとは何か、皆さん正確に分かりますでしょうか。

セクハラとは、職場において相手の意に反する性的な言動を行うことです。

性的な言動とは、発言と行動に分かれまして、性的な内容の発言とは、性的な関係を尋ねること、性的な内容の噂を流すこと、性的な冗談やからかい、個人的な性的体験を話すこと、食事やデートの執拗な誘い、性差別的な発言、容姿や髪型について話すことなどです。では、セクハラを起こさないためには、私たち一人一人ができることは何か、心構えはどのようなものであるべきか。

資料1を御覧ください。

社会保険労務士の白崎由美子先生の県議会議員向け研修会「ハラスメント防止に向けて」のうち、「セクハラを起こさないためには」の資料を基にお話をいたします。

第1に、性に関する言動の受け止め方には個人差があるということを常に念頭に置く必要があるということです。

セクハラかどうかの判断基準は、加害者の意図ではなく、相手がどう感じたかにあります。たとえ親しみを込めたつもりの言動であっても、相手を不快にさせことがあるのです。これくらいは許されるだろうという勝手な思い込みや、相手との良好な関係にあるという認識に基づく発言や行動は、トラブルの原因になりかねません。

例えば「髪の毛を切ったの」という言葉だけでも、相手が嫌だと感じればセクハラになる可能性があります。

第2に、相手が明確に拒否したり、不快に思っていることが分かった場合には、その言動を繰り返さないことです。

雑談中に性的な内容の冗談を言ったところ、相手が明らかに困惑をした表情や態度を見せたのにもかかわらず、何度も同じような冗談を言い続けるのはセクハラです。

第3に、セクハラに関しては、相手が嫌だと明示的に言われない場合でも被害が存在する可能性があるということを認識しておく必要があることです。

被害者が職場内の人間関係や立場を考慮し、明確に拒否できない状況にあるというのも考慮すべきです。

第4に注意すべきは、対象は職員間にとどまらないということです。

組織内にとどまらないということです。

取引先、内定者、マスコミ関係者など組織外に関する言動にも注意が必要です。

法的に、ハラスメント防止措置は義務付けられております。

男女雇用機会均等法や労働施策総合推進法、育児・介護休業法では、事業主に対して防止のための体制整備や研修実施が義務とされております。

福井県庁も当然、これらの法令にのっとり、職員に対する継続的な教育と環境整備を行っていく責務があります。

本県においては、研修や相談体制があるものの、県全体としてのハラスメント防止条例は制定されておらず、行動規範や防止措置を明文化する仕組みは存在いたしません。

他自治体では既に条例を整備し、ハラスメント防止予防と対応と制度として確立し始めております。

ハラスメントは、職場の信頼関係や安全な雰囲気を一瞬にして壊し、個人の尊厳と心身の健康に深刻な影響を与えるだけではなく、職場全体の信頼を損ない、組織としての責任も問われる重大な問題です。

民法上の「使用者責任」や「債務不履行責任」により、加害者本人だけでなく、組織も信用の低下や損害賠償を求められる可能性もあります。

加えて、男女雇用機会均等法や労働施策総合推進法などに基づき、ハラスメント防止措置を怠った場合には、行政指導の対象にもなります。

一方、個人の責任としては、不法行為による損害賠償責任に加え、内容によっては刑事罰の対象にもなります。

不同意わいせつや名誉毀損、脅迫などの行為は刑法やストーカー規制法に触れる可能性があります。

また、明確なハラスメントには該当しないものの、例えば挨拶を返さない、感謝を述べない、話を遮る、皮肉を言うといった日常的な不作法・無配慮な言動を指す「インシビリティ」という概念もございます。

こうした行動は、多くの場合、悪意なく無意識に行われますが、その積み重ねが職場の心理的安全性を低下させ、結果的にメンタル不調やハラスメントの発生につながる可能性があると指摘されております。

ハラスメント防止の取組には、研修や制度の整備に加えて、こうした日常的な言動への気づきと改善を重ねることが重要でございます。

そこで、以下質問いたします。

まず、今行っております研修の内容と改正について。

現時点の把握では、顧問弁護士による研修が中心となっている印象ですが、より実践的な理解を促すには、外部専門家による体験型研修の導入も必要ではないかと考えます。

特に、研修では自分の心と体を守るために「NO・GO・TELL」という行動の選択肢についてもしっかりとお伝えしていただきたいのです。

上下関係などもあり、なかなかノーというのは難しいかもしませんが、嫌だと思ったらノーと言える覚悟が必要です。

泣き寝入りをしない、うやむやにしない、自分で自分で守るという研修もぜひ取り入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

まず、県庁において実施されているハラスメント防止研修の具体的な内容と実施回数について伺うとともに、体験型研修や自分で自分で守るという研修も取り入れることについて所見をお聞かせください。

ハラスメント防止には、組織全体としての共通理解と意識改革が不可欠です。

福井県庁において実施されている研修の対象者についても伺います。

特に、管理職層だけではなく、知事・副知事・部長・出先機関も含む管理職などといったトップ層もこういった研修の対象に含め、全庁的に共通の認識を持つことが必要ではないかと考えます。

現状とあわせ、今後の拡充方針についてお伺いをいたします。

ハラスメントは必ずしも悪意があるとは限らず、意識の差や無自覚な日常的言動が問題を引き起こすことがあると指摘されております。

インシビリティへの無自覚こそが予防の最大の盲点となり得ます。

福井県庁において、相手に対する配慮を欠いた失礼で無作法な言動、インシビリティを発生させないよう、職員間の適切なコミュニケーションや信頼関係構築をする取組を今後、強化していくべきと考えますが、御所見をお伺いをいたします。

行動規範や防止措置を明文化する仕組みとして、本県として知事・副知事・管理職・職員等を対象にした独自の条例を制定することを検討すべきと考えますが、現在の認識とその必要性について、鷲頭副知事の御所見をお伺いいたします。

最後に、ハラスメントの問題は県庁をはじめとした行政機関に限らず、県内の民間事業者においても十分に起こりうる課題でございます。

特に、中小企業や個人事業所などでは、専任の人事担当者がいない、相談体制が未整備である、法令や防止指針の理解が進んでいないなどの理由から、被害の把握や対応に遅れるケースも懸念をされております。

民間事業者に向けたハラスメント防止のための研修、相談窓口の周知、外部専門家の派遣、啓発資料の提供などを一層強化すべきと考えますが、県としてどのように取り組まれるのか、現状と今後の方針をお聞かせください。

議長／副知事鷲頭君。

鷲頭副知事／中村議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私からは、ハラスメント対策の強化について、独自の条例制定についてお答えを申し上げます。

ただいまハラスメントに関する様々な御指摘をいただきました。

大変重く受け止めております。

県といたしましても、ハラスメントは職員個人の人格や尊厳を深く傷つけるだけでなく、

職場の勤務環境を害し、そして県民サービスの低下を招きかねない重大な問題でございまして、絶対に許されない行為であるというふうに考えております。

県として、いずれのものによるいかなるハラスメントも二度と起こさせないよう、組織的な防止措置を講じるということが不可欠であると考えております。

御指摘の条例につきましては、現在、都道府県レベルでは職員へのハラスメント防止を目的とした条例というものは制定されていないところですけれども、市町では、特別職を対象に含めた条例化の事例もあるというふうに承知をしております。

こうした取組は、ハラスメント防止の姿勢を内外に明確に示し、また、職員が安心して働く良好な職場環境を確保するという意義があると思っておりますし、また抑止や早期発見につなげる有効な手段であるというふうにも認識をしております。

県として県民の信頼を守り、また、安心できる職場環境の確率をするために条例化を含めた仕組みの整備は重要であると考えております。

今後、公表されます調査報告書の内容を踏まえまして、条例化について検討いたしまして、適切に対応を進めてまいりたいと考えております。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／私からは、ハラスメント対策の強化について、3点お答えを申し上げます。

最初に、ハラスメント防止研修の現状及び今後の拡充の方針について、一括して答弁申し上げさせていただきます。

ハラスメントの防止については、指定された年齢や役職の職員を対象とした階層別研修の中で、顧問弁護士による研修動画の視聴を義務づけております。

例えばですけど、新採用、そして3年目、5年目、32歳、38歳というように段階ごとに研修を受ける仕組みとなっております。

その内容なのですけれども、一般職員は、公務員倫理やコンプライアンス遵守など、また新任課長補佐や管理職といったマネジメント層の研修においては、ハラスメントの判断基準や事例の紹介、業務上の注意点などでございまして、またその研修動画につきましては、府内のインターネット上で全ての職員がいつでも視聴することができるようになっている状況でございます。

ハラスメントにつきましては、特別職も含め、誰もが加害者になり得るものでございまして、継続的な研修が必要と考えております。

現状の動画の研修に加えまして、今後はケーススタディやロールプレイなど、より実践的で、職員が自らの課題として認識し、行動に結びつけられるような研修を追加するとともに、特別職に対しても研修を実施するなど、一層の充実を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、職員が安心して働く職場環境づくりについてお答えを申し上げます。

議員御指摘のとおり、日頃のコミュニケーションを見直す視点として、ハラスメントにまで深刻化する可能性のあるインシビリティへの認識を高めることが重要と考えております。本県では、部下が上司を評価する逆評価を令和2年度から導入しております、職場内で

のコミュニケーションなどに関する部下からの評価をフィードバックしております。そのことにより、上司に日頃の言動についての自覚を促し、職場環境の改善に努めています。

また、積極的に職場内でのミーティングや、ワンオンワンミーティングを行うことにより、互いの価値観を共有し、信頼関係を構築することを推奨しているところでもございます。引き続き、ハラスメント防止に向けた意識を高めるとともに、無自覚な言動によりメンタルの不調やハラスメントの発生につながることのないよう、研修等を通じまして、インシビリティ防止への理解も含め、風通しのよい職場環境づくりに努めていきたいと考えております。

議長／産業労働部長大塚君。

大塚産業労働部長／私からは、民間事業者に向けましたハラスメント防止に関する県の取組について申し上げます。

県では、県庁の労働政策課のほか、県内2か所に相談窓口を設けておりまして、ハラスメントを含め、労働全般に対する相談を受け付けているところでございます。

ハラスメント関係の相談は年間40件程度で、全体の約5分の1を占め、過去5年間おおむね横ばいの状況にございます。

また、外部の専門家によるハラスメント対策セミナーを毎年4回程度、開催しております、こちらでは年々参加者は増加傾向にございます。

こうした窓口や施策は近年ハラスメントに対する社会的関心が高まる中、ある程度の周知が進んでいるとは考えておりますが、県内企業、特に中小零細企業における認知度が高いとはいえば、また業種によりましても、温度差があるというように考えておりまことから、県が設けたSNSアカウントでございますとか、経済団体等を通じまして個々の企業に声かけを行うなど、引き続き、経営層への意識付けを強化してまいりたいと考えております。

議長／中村君。

中村議員／御答弁ありがとうございます。

条例化を含めた制度の設計が必要という御答弁もいただきまして、ぜひその条例設計の際、ハンドブックの改定をするというのは昨日の答弁もあったように記憶しているんですが、そういった際には、インシビリティ、無配慮な言動といいますか、そういったものの積み重ねがハラスメントにつながるということもぜひ明記をしていただくとか、いろいろなこういった意識の差、そういったところもしっかりと職場環境改善のところですごく大事なものだというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

要望にとどめさせていただきます。

続きまして、学校給食の質の確保と、有機食材・地場産食材の活用、持続可能な農業の振興についてを質問させていただきます。

給食の無償化について、国は2026年度から月4700円程度の支援額を基準とする方向性を出しております。

無償化していただくことはとてもうれしいことですが、自治体にも一定の負担を求めるという方向で調整しているとのことで、自治体としては大変困った話でございます。

自治体によっては財源が限られており、物価高騰や米不足の影響を受ければ給食の質や量が下がってしまう懸念がありますし、地産地消やオーガニックなど特色ある給食に取り組んでいる地域ほど質が落ちてしまうのではないかとの不安の声が上がっておりま

す。

資料2を御覧ください。

そんな中、坂井市こどもの未来を考える会やさばえこどもまんなか環境給食推進委員会、わかなえオーガニックプロジェクト、れおのわなど6団体が共同でオーガニック給食の推進と給食の質確保に関する署名活動が行われまして、960名以上の署名が今集まっております。

その署名と要望書を提出するために、私は現在県内の市町を回りまして、市町の担当者と意見交換を行っているところでございます。

そこで、市町の様々な状況を知ることができ、国の無償化が始まることで自治体間の給食の差がさらに広がるのではないかという危機感も感じているところでございます。

そこで質問いたします。

県として、市町が安定して質の高い給食、量を確保した給食を提供できるようにどのような支援を行うことができるとお考えでしょうか。

県として、国の支援に上乗せをしていただくことは可能でしょうか。

見解をお聞きいたします。

県として、市町の学校給食で有機米・特別栽培米の導入を支援する制度がございます。

有期米・特別栽培米を導入した際に発生した差額の3分の1を補助する制度でございます。

しかし、市町間で有機米導入の進み具合には大きな差があるようです。

有機米の導入ができない理由としては、「地元で有機米の供給量を十分に確保できない、地産地消をやめてまで有期米に変える必要性を感じない」からだそうです。

有機米の生産者を増やし、供給量・価格ともに安定させるためには、県としてさらなる支援が必要だと感じております。

また、量は確保できているが、費用が問題という声もあり、補助額の拡大も必要と感じております。

さらに生産者からは、無農薬で作っているが、有機JASの認証を受けていないので補助対象にならないという声もいただいております。

現状の制度では有機JAS認証米、または特別栽培米が補助対象だからです。

農水省や文科省の基準では、有機JAS認証を取得していなくても、「環境保全型農業直接支払交付金」における「有機農業」の区分での交付金対象となっておれば、学校給食における有機産物として取り扱うことが可能となっております。

まずは昨今の米価高騰の状況もありますので、補助割合を現在の3分の1補助から、2分の1補助に拡大できないか、また、補助対象についても拡大をお願いしたいと考えますが、見解をお伺いいたします。

また、有機農家の掘り起こしについては、県としてどのようなことができるとお考えでしょうか。

新規就農者の育成・誘致、有機農業者による協議会の立ち上げ支援など、持続可能な農業を広げるためにも県としてどのような取組が可能でしょうか。

有機米だけではなく、有機野菜への取り組みも含めてお伺いいたします。

県の市町への給食支援として、ほかには給食に地場産導入を推進する制度もございます。

現在、使用している食材にプラスして、地場産食材を追加した場合に補助が出る仕組みでございます。

しかし、市町の担当者さんや栄養士さんからは***にしか使えなかつたとかカレーにメンチカツを足す程度にしか使えなかつたとか、そういう具体的な声もいただいております。

それで、市町からは、プラスワンではなく、現在使用している食材を地場産に換える場合にも対象にしてほしいということですが、導入のハードルを下げるためにも補助対象を拡大する仕組みへ見直すことができないか、お伺いいたします。

給食への有機食材の導入には、量の確保や調理員さんの手間など課題が山積であることは重々承知をしております。

そこで、一つ提案です。

まずは調味料から変えてはいかがでしょうか。

これは、より原理的な第一歩となり得ます。

みそ、しょうゆ、塩、砂糖、だしなど、基本的な調味料をより添加物が少ない自然に近いもの、オーガニックなものへ段階的に切り替えられるよう、県として何かしらの支援、後押しができないか、お伺いをいたします。

最後に、食育の推進について。

食育は子どもたちの健康を守るだけではなく、心の成長や生きる力そのものを育てる大切な教育でございます。

現場の生産者の方からお話を伺いし、これまでの営業を中心とした学びだけではなくて、農や環境にも目を向ける食農教育が必要だと強く感じました。

若狭町では、食農教育のモデル事業に取り組んでおられる方から、実際の子どもたちの変化や保護者の理解の深まり、地域の農家さんとの交流など、たくさんの学びと手応えがあるというお話を伺いました。

このような取組が福井県全体に広がっていくことは、子どもたちにとっても地域にとっても大きな価値があると実感しております。

農業体験を通じて生産者の苦労や喜びに触れ、農業への関心を高めること、また環境負荷軽減につながる有機農業の取組を知ってもらうことなどの食農教育を推進していくについて鷺津副知事の見解をお伺いいたします。

議長／副知事鷺頭君。

鷺頭副知事／私からは、今の最後の食農教育の推進につきまして、お答えを申し上げたい

と思います。

食農教育は非常に重要であると思っております。

食育にとどまらず、農や環境への理解を深め、子どもたちにとっては地域の自然やまた、農業の魅力を伝えることにもなりますし、また地域にとっても、農業や環境を守る担い手を育てるという意味で重要な取組だと考えております。

生産者の努力や喜びに触れる農業体験は、食への感謝を育みますし、また、農林水産物や食品を選択する上での消費者の育成にもつながるというふうに思っております。

また、有機農業などの学びは、未来の食と環境を守る意識を育てるということでございましす、こうした活動は地域の絆を強め、そして持続可能な農業を実現する上で重要というふうに認識しております。

県では、このため第4次のふくいの食育・地産地消推進計画に基づきまして、農林漁業体験の充実や、また環境配慮への理解促進を進めているところでございます。

具体的には、市町が実施をします小中学校の農業体験活動への補助でありますとか、ふくい食と農の博覧会では、環境配慮型の農産物の展示なども行っているところでございます。今後とも、生産者との交流をさらに広げてまいりまして、子どもたちが地域の自然や農業、そして環境の大切さを学ぶ機会を充実させることで、持続可能な農業を支える食農教育の推進に取り組んでいきたいと考えております。

議長／農林水産部長稻葉君。

稻葉農林水産部長／私から2点、お答えいたします。

初めに、有機米、特別栽培米の導入を支援する制度についてお答えいたします。

御指摘のとおり、昨年の秋から、標準的な方法で作られた米、いわゆる慣行米の価格が高騰しております、現在も高止まりが続いているところでございます。

有機米や特別栽培米の価格も上がってはおりますけれども、慣行米との価格差は、米価高騰前の令和5年に比べ、大きくは変わっていないという状況でございます。

このため、有機米給食推進事業における県の補助割合を引き上げる状況にはないものと認識しております。

また、この事業の補助対象でございますが、有機JAS認証米、または特別栽培米の認証を受けたもの、もしくはこれに準ずるものとして県が認めるものとしております。

このため、議員お尋ねの環境保全型農業直接支払交付金の有機農業区分の交付対象となっている米であって、有機JAS、あるいは特別栽培米の認証を受けていないものにつきましては、例えですけれども、市町が栽培計画をチェックするなどしまして、認証を受けた米と同等のものであることを確認し、県が認めれば補助対象となり得るものと考えております。

続きまして、持続可能な農業を広げるための取組についてでございます。

新規就農者を含めた有機農家の育成、確保に向けて、県では来年度から、まずは水稻における有機農業特別栽培を体系的に学べる福井オーガニックグリーンアカデミーを開校する予定でございます。

アカデミーでは、基礎コース、有機コース、支援者コースを設けまして、受講者のレベルやニーズに応じて学べる環境を整備するとともに、県の普及指導員やJA職員等による支援体制の充実を図ることとしております。

また、アカデミーの受講者が外部講師や県内外の有機農家などと交流し、情報交換できる場を設けることも検討しているところでございます。

このアカデミーが有機農業推進の拠点として機能するよう、オーガニックアドバイザーなど関係者の御意見も伺いながら、開校準備を進めてまいりたいと考えております。

なお、有機野菜に関する人材育成につきましては、今後、県内における園芸分野での有機農業等の広がりも見ながら検討してまいりたいと考えております。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から、学校給食について3点、お答えをいたします。

まず、安定した質と量を確保した給食の提供への県支援についてお答えいたします。

小学校の学校給食無償化につきましては、国の実務者協議において、国費による全額負担を断念し、保護者負担の軽減にとどまる可能性も出てきているという報道が先週ありまして、また、昨日から本日にかけましては、約3000億円とも言われる財源を国と都道府県で半分ずつ負担するよう、全国知事会の平井副会長に求めたという報道もなされたところであります。

報道では国の支援額は月4700円程度とされておりまして、1食当たりの支援額が現行の食材費に比べて低くなることが想定されますので、現在、無償化を実施している市町とそうでない市町では今後の財政負担に格差が生じかねず、また、保護者負担の有無をめぐっても混乱が予想されます。

さらに、国が約束した無償化について、この時期に突然都道府県に負担を求めるという対応にも強く疑問を感じております。

県としては、引き続き、新たな制度に係る国の動向を注視しながら、全国知事会や市町と今後の対応を協議していきたいと考えております。

次に、地場産プラスワン給食の補助対象を地場産食材の変更にも拡大してはどうかということについてお答えいたします。

今年度から始めました地場産プラスワン給食ですけれども、月1回程度ですが、地場産食材を使った副食を一品追加することによりまして、児童生徒が楽しみにしている給食の充実を図るとともに、福井の自然、風土の中で育った地元の食材や生産者の思いに触れる機会にしたいと思い、導入したものでございます。

実施した学校では、子どもたちから地元のメロンは甘くておいしかったといったような声が上がっておりまして、好評を得ております。

地場産食材の利用につきましては、年度当初の学校担当者の研修会におきまして、より一層の活用を呼びかけており、市町では食材の発注時に、まずは地元の市町産、次に県産、次に国産、この順で食材を選定し、可能な限り地場産食材を献立に取り入れるよう努めておられます。

地場産プラスワン給食というのは単なる食材費の支援ではございませんで、子どもたちにメニューが一品増える日を楽しんでほしいという趣旨でございまして、食材変更への充当は考えておりませんが、児童生徒がわくわくする機会が増えるよう、引き続き内容の充実を検討していきたいと考えております。

次に、基本的な調味料を自然に近いものなどに切り替えられるような支援についてお答えいたします。

学校給食で使用する調味料につきましては、児童生徒の健康を考え、品質管理やアレルゲンの有無など、安全性などを確認して選んでおりまして、また、味噌、しょうゆなどはできる限り地元のものを使うよう、地産地消にも心がけております。

一方、有機食材を利用した調味料につきましては、供給量が少なく割高になるなど、学校給食で使用するには課題もございます。

こうした中でありますけれども、調味料は、各市町において地元の製造業者であることを優先しておられまして、その中で給食の調理に適した数量の確保ができた、そして適切な価格であるものを選んでおられます。

また、だしひきましては昆布や鰹など天然の食材から取ったものを使用し、素材そのものの味を大切にする工夫をしております。

こうした取組を通じて、地元生産者の思いや加工などの生産過程、だしのうまみの相乗効果などを学ぶきっかけとしております。

引き続き、市町と共に、有機農産物の意義も含めまして、福井の地場産食や健康的な食生活への理解促進に努めてまいります。

議長／中村君。

中村議員／御答弁ありがとうございます。

昨日、国が急に4700円のうちの半額を県が負担できないかというようなことを知事会に説明があったといって、報道でお聞きしましたが、そんな勝手なことを言わわれては困ると、ぜひ国に全額負担をお願いしますと、ぜひ跳ね返していただきたいなという思いでございます。

ぜひよろしくお願いいいたします。

その上で、例えば福井市ですが、今、小学校で月額5418円なんですね。

なので、国と県の支援の対象、月4700円では到底足りないというのが現状で、その差額をどうするのか、保護者が負担するのか、自治体がさらに負担するのか、大きな大きな課題が残っているなというふうに感じております。

ですので、ぜひそういったことが各市町で起こらないように、県としてさらなる支援をお願いしたいというような趣旨で申し上げさせていただきました。

なかなか難しいとは思っておりますが、ぜひ考慮していただければと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

地場産プラスワン事業についてですが、これは再質問にしようかなと思います。

今、地元のメロン、甘くておいしかったという子どもたちの声を聞いたと伺っております

が、デザートとか、そういったプラスワンにしか使えない、例えば地場産の魚を積極的に導入している自治体というのもあります、調理員さんの負担も考えて、加工したお魚を納入するということで、その分コストが高くなるというようなお話を聞いておりますし、そもそも魚は高いので、最近、給食に取り入れることが少なくなったという自治体も聞いております。

さらには、より安い牛乳を仕入れるために県外産の牛乳を使わざるを得ないという、そんな状況まで出てきているという声もありました。

こういった現状、実情を考えますと、プラスワンだけではなくて、今使っている食材を地場産に切り替えるのが先なのではないかなというふうに感じているところでございます。

これは、農業だけではなく、漁業・畜産業活性化にもつながりまして、地域経済を支える非常に重大な、大事な視点になるというふうに考えております。

再度、本当にプラスワンにしないのかというような質問もしたいですし、本当にしないということでしたら、現在、使用している食材を地場産に切り替えるためのどのような支援、制度設計ができると考えられるのか、お考えをお示しいただきたいなと感じましたので、再質問させていただきます。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／まず、学校給食というのは御承知のとおり、市町が実施自治体ということで、これまで取り組んできておられます。

こうした中でも、いろいろ食材費の高騰の中で、何らか県としての支援ができないかということを考え、今回、地場産プラスワン給食というのを始めさせていただいたところです。

これはデザートに限るといったような制限は設けておりませんので、地場産の食材を使ったメニュー、実は学校給食会が50品以上、そういったメニューを開発して提供しておりますので、そうしたものを積極的に使っていただくですか、いろんな工夫の中で現場の実態に合わせて御利用いただければと考えているところです。

あくまでも食材の入れ替えに使う食材費の補填ではないということだけ改めて申し上げさせていただきたいと思います。

議長／中村君。

中村議員／その制度設計を見直していただきたいという質問をさせていただいております。量の確保とかそういったもの、質のプラスということになると思うんですけど、さらに質を確保する、よいものにしていくという観点で、ぜひもう一度検討していただきたいなというふうに感じさせていただきました。

給食は地域農業にとって最も安定した販路にもなります。

ここを有機農産物の受皿にすることは、生産者の新規参入を増やし、結果として福井の農地、農村を守る力にもなると考えております。

有機農業が増えれば、水質保全、環境負担の軽減、生物多様性の維持にもつながると考え

ております。

ぜひ、農業を守ることは未来を守る、福井の未来を守るということにもつながると思っております。

ここは投資を惜しんではならないと考えております。

よりよい循環のために仕組みの構築というのを最後にお願いさせていただきまして、ハードルは高い事業でございますが、ぜひ有機農業を推進していただきたいとお願いして質問を終わります。

ありがとうございます。

議長／以上で、中村君の質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

* 休憩中 *

議長／それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

松田君。

松田議員／自民党福井県議会の松田でございます。

通告に従って、質問をいたします。

まず、越前海岸の利活用について質問いたします。

昨年3月16日の北陸新幹線敦賀開業からまだ1年9か月あまりでございますが、福井駅周辺は大きく様変わりをいたしました。

駅前整備や各観光地の磨き上げが相乗的に進められたことで、福井駅周辺や各地の観光地、宿泊施設、飲食店など、至るところでにぎわいがあふれていると感じます。

かつて山本文雄先生が新幹線が来ても駅を降りて何もなければ誰も降りないよとよくおっしゃっておられましたが、現在では駅前での複数の再開発が進み、福井のランドマークでもある福井城址の坤櫓の整備や福井アリーナ計画も前向きに動き出すなど、今後さらに駅周辺の魅力が高まることが期待されます。

これらは県や市町を含め、多くの関係者が長年取り組んできた成果でございます。

県外に進学、就職した若者に対しても、胸を張って言える状況になったと考えます。

しかし、この開業効果を駅周辺にとどめず福井県全域にもっと広げていくことが今後の課題であり、より多くの観光客を県内に呼び込むためには県内各地への二次交通やインフラ整備が重要であります。

これまでにも何度か質問させていただきましたが、福井県では福井市を中心に東西南北の基幹となる交通網整備を進めております。

南北につきましては、国道8号、北陸自動車道に加えて、北陸新幹線が開通をいたしました。

東方面では、福井北インターから中部縦貫自動車道が九頭竜インターまで開通をしております。

残る区間については途中難航している区間もありますが、令和11年春までには全線開通する予定となっております。

一方、西方面におきましては、福井北インターから国道416号が海岸線の国道305号まで続いておりますけれども、この道路は大変狭隘で曲がりくねっております。

また、起伏も激しく、海岸線まで行くのが一仕事ともいえるような状況であります。

そこで、現在福井市内から海岸線へ向けて基本4車線で平坦な場所を通るバイパス整備工事を進めているところであります。

国道416号は、福井県最大の工業地帯でありますテクノポート福井工業地帯と福井市中心市街地を結び、北陸自動車道福井北インターへのアクセスを担う重要な道路でもあります、朝夕は渋滞し、度々交通事故も発生をいたしております。

また、学校の通学路でもあります。

バイパスが完成することにより、大型車の交通量の減少や通学路の安全確保、渋滞の緩和、交通事故の減少が見込まれるとともに、新幹線で福井駅に来られた方や中部関西地方の観光客の方々などが越前海岸に訪れていただく際の主要道路になるものと期待をいたしております。

工事が始まってからもう数十年たっておりますが、ここ数年は新幹線開業を控え、県も整備を加速していただき、また、多くの地権者をはじめ、地元の方々や関係者の皆様方の長年の御協力、御尽力により、ようやく早ければ今年度末に全線共用開始の見込みと聞いております。

そこで、まずこの国道416号バイパス工事の現在の進捗状況及び今年度末の供用開始の見通しについて所見を伺います。

この国道416号バイパスの完成により、市内から越前海岸までのアクセスが飛躍的に向上すると思われます。

御存じのとおり、国道305号が通るこの越前海岸は越前加賀国定公園に属しております、大変自然豊かで風光明媚、そして夕日の美しい景勝地でございます。

さらに、県内でも有数の砂浜がある水のきれいな海水浴場や多くの温泉施設があり、冬には県の花である越前水仙が咲き誇るとともに、新鮮な海の幸を提供する旅館も多く点在しております。

休日に道路を走っておりますと、岐阜県や滋賀県など県外ナンバーの車を多く見かけますが、ただ単に車で通り過ぎているだけの方も多いという印象です。

バイパスが完成するのは大きな進歩であります、福井県に来られた方がくつろぎ、食事や観光を楽しみ、ゆっくりと滞在できるような環境が必要だと感じております。

そこで、越前海岸の観光拠点における旅館や観光施設の整備、支援や魅力発信等について、県としてこれまでどの程度注力し、投資をしてきたのか伺うとともに、これまでの成果について所見を伺います。

宮崎県にはフェニックス・シーガイア・リゾートという日本屈指の複合型リゾート施設がありますが、そこには、加えて宮崎県が整備した宮崎臨海公園が隣接をしております。

緑地広場や野外ステージ、おしゃれなカフェもあり、まるで南国にいるかのようでありまして、夏の海水浴シーズン以外でも楽しめる場所になっております。

越前海岸も対馬暖流の通る日本海に面しており、県の中でも比較的積雪も少なく、温暖な気候で過ごしやすい環境にあります。

福井市では、新幹線開業後の今、観光振興計画におきまして、一乗谷、町なかに加えまして越前海岸の3つを市の観光拠点として位置づけ、越前海岸の観光開発に力を入れております。

県が現在行っています国道305号線の道路改良工事のための仮設道路を活用して、海岸線に夕日を望む公園の整備計画を進めております。

また、近くにある国指定の古墳についても公園として整備を検討中であります。

先ほど申し上げましたが、国道416号バイパスの完成により、市内から越前海岸までのアクセスが飛躍的に向上すると思われます。

県としても、新幹線開業以来、多く訪れる観光客や県内の親子連れなどがくつろいで滞在できるような海を望むロケーションのよい観光拠点の整備であったり支援をされてはいかがでしょうか、県の所見を伺います。

笹原議員の6月定例会における一般質問におきまして、温泉のユネスコ遺産登録について問われた際、杉本知事は三国温泉や鷹巣温泉、厨温泉などを一体として越前温泉街道として全国にPRしていく方法もあると述べられました。

私も、越前海岸にはまだまだ未開発で、多くの観光資源が残されていると考えております。

そして、これら多くの福井の魅力を点でなく線や面でつなげていくことが大事であります。県は県内観光地への新幹線開業効果をさらに拡大するためにどのような計画や戦略をお持ちなのか、また具体的に実現に向けたロードマップがあるのか、中村職務代理者の所見をお伺いいたします。

次に、全国豊かな海づくり大会について伺います。

報道によれば、令和10年に全国豊かな海づくり大会が42年ぶりに県内で開催されることが決定をいたしました。

これは、昭和61年に小浜市で開催されて以来、2回目の開催となります。

本大会は、水産資源の保護や海の環境保全の大切さを広く発信するとともに、漁業の振興と発展を目的とするものであります。

また、天皇・皇后両陛下御臨席の四大行幸啓の一つであり、県内訪問が実現すれば即位後初の御来訪となります。

前回は小浜市の小浜漁港を中心に開催され、当時の皇太子、皇太子妃であられました現在の上皇・上皇后両陛下に御臨席を賜り、ふるさとの未来を拓く海づくりをテーマに約5000人が参加するなど盛大に行われました。

このたび、両陛下に御臨席を賜ることが叶いましたならば、ぜひ福井県を代表する観光ブランドであるかにや若狭ふぐ、ふくいサーモンなどの食材を御賞味いただければと存じます。

ただ、懸念をしておりますのが、近年の安倍元総理銃撃事件や岸田元総理に対する爆発物投げ事件などあります。

御臨席を賜る皇室の方々の安全を万全に確保することが不可欠だと感じている一方で、県民にとって皇室の方々とのふれあいは大変大きな喜びであり、その機会をできる限り設け

ることも重要と考えます。

大きなイベントがあるために、警察の方は警備が大変で、大変御苦労さまでございますが、県警本部として御対象の安全の確保と県民とのふれあいの両立についてどのように考えておられるのか、所見をお伺いいたします。

県では、令和7年3月に地域とともに福井の水産業の明日にかける基本計画を策定し、持続可能な魅力あふれる稼げる水産業へを基本理念としております。

このところ北陸新幹線が敦賀まで延伸したことによりまして、新鮮なかにや魚を求めて多くの観光客が訪れております。

また、県による首都圏での観光キャンペーンや朝、福井市の鷹巣漁港で水揚げされた魚を北陸新幹線を活用し、その日のうちに東京の高級寿司店に提供したりするなど、様々な取組を通じまして、福井のブランド力、そして知名度の向上にもつながってきていると感じております。

漁業は新幹線開業を機に福井県のさらなる発展を図るために不可欠な産業であります。

県でも、計画実現のため、漁獲量の減少や後継者不足、物価高騰などの漁業の抱える課題に対しまして、越前がにななどの海中資源探索に水中ドローンを活用したり、漁業者による漁業日誌のデジタル化、また、福井水産カレッジによる教育・人材育成プログラム、そして燃油高騰への対策なども行っているところであります。

この大会は令和11年度までを対象としており、令和10年開催予定の海づくり大会は、まさにこの計画の集大成を示す場になると考えます。

この大会を契機に福井県漁業のさらなる振興と発展を図る機会であると同時に、福井県の漁業や観光を全国に最大限アピールできる絶好の機会と確認、認識をいたします。

今回の海づくり大会を招致いたした県の思いと、福井県漁業の将来ビジョンをどう描いておられるのか鷲頭副知事の所見を伺います。

北陸新幹線が開通し、福井・敦賀間が19分あまりで結ばれました。

嶺北と嶺南が一つとなったわけであります。

今、福井県が一体で県の振興に取り組んでいくことが何より大事でございます。

嶺北・嶺南のどちらで開催されても一方に偏ることなく、県全体の魅力を発信できる開催方法が求められると思いますが、県の所見をお伺いいたします。

最後に、外国人材の雇用について伺います。

現在、全国的に人手不足を理由とした企業倒産が過去最多を更新しており、福井県においても決して他人事ではありません。

特に、製造業、建設業、運輸業、サービス業など、地域を支える基幹産業ほど人手不足が深刻化しております。

県内経済を守るために、この構造的な人手不足問題を直視し、早急な対策が必要であります。

しかし、急激な少子高齢化の進行により、労働力人口の不足はさらに加速すると見込まれます。

加えて、若年層の県外流出も続く中で県内企業が持続的に成長するためには、国内人材だけでは明らかに不足をしており、外国人労働者の受け入れはもはや選択肢ではなく、不可欠

な戦略と言えます。

県内の外国人労働者数は、福井労働局が発表している最新情報によれば、令和6年10月末時点で1万3594人と前年同期比で22.5%増加をしております。

また、雇用事業所数も1841か所で前年度期比62%増といずれも増加傾向にあります。

私自身、最近では県内のコンビニエンスストアでレジ対応を外国人が担っている店舗が増えていることに驚きを感じております。

県内企業では新規高卒者や大卒者の採用競争が激化しており、それでも人材不足を補うために外国人材に頼らざるを得ない状況であります。

まさに外国人なくして成り立たない社会といつても過言ではありません。

他県では都会への転出を防ぐため、生活支援策の拡充やPRを強化したり、留学生を地域で育成し、囲い込むなど、地域の担い手を奪い合うような状況でございます。

福井県でも昨年7月に福井外国人材受入れサポートセンターを設置し、外国人材の確保定着を後押ししているとのことであります。受け入れることも大事でありますが、入った後、外国人材が雇用され、地域に定着するためには、言語や生活習慣、住居、交通手段など、生活環境の整備を含めた生活の基盤づくりのサポートが不可欠と考えます。

そこで、県の外国人材の就業状況と就業支援についての活動状況をお伺いします。

新聞報道によると、2024年、昨年でありますけれども、外国人材の首都圏などへの都会への転出が大きな問題となっております。

しかし、福井県は逆に328人の転入超過だということであります。

県のこれまでの多方面にわたる取組が功を奏したものとも考えられますが、より競争力を高めるために、今後さらに福井県独自の取組を進めるつもりはあるのか、所見を伺います。

以上、質問といたします。

議長／職務代理者中村君。

中村副知事／松田議員の一般質問にお答えをいたします。

私からは、越前海岸の利活用についての中で、越前海岸の観光地に新幹線開業効果を拡大するための計画、戦略及び実現に向けたロードマップについてお答えをいたします。

越前海岸沿いのこの宿泊温浴施設は、非常に質の高い温泉成分と日本海を臨む雄大なロケーション、これが大変な魅力であります。

これを生かした夕日をながめられる露天風呂や波の音が聞こえる温泉といった特徴、それから食で越前がになどをセットでPRすることにより、さらに誘客拡大ができる可能性を秘めていると考えております。

まさに宿泊を伴う、もしくは連泊になるというような我々の戦略にぴったりなところだと思っております。

観光地域スケールアップ支援事業では、越前海岸の中心に位置します道の駅越前を再整備しまして、越前がにの季節以外でも通年で楽しめる、あわせて例えば越前温泉を越前温泉街道としてブランディングをしてPRしていくという方法もあると考えております。

県としても今後、この越前温泉街道の魅力を積極的に発信するとともに、冬場以外でも、

例えば越前漁港で水揚げされたベニズワイガニ、これを地元の飲食店や宿泊施設などで提供していくよう働きかけるなど、通年型で楽しめる観光地としての認知の拡大と、それから地産地消の推進をともに進め、域内の消費額の向上を図ってまいりたいと考えております。

つまり、その土地にある全ての資源を活用するという方法で、新しい観光のPRをしていきたいと考えております。

議長／副知事鷲頭君。

鷲頭副知事／私からは全国豊かな海づくり大会を招致した県の思いと、そして福井県漁業の将来ビジョンにつきましてお答えさせていただきます。

昭和61年に小浜市で海づくり大会を開催してから、約40年が経過をしているわけでございます。

この間、水産資源の減少や、また漁場環境の変化など、本県の水産業を取り巻く環境というのは大きく変化をしてございます。

令和10年の大会を福井県で開催するに当たりまして、水中ドローンなど漁業DXを活用した水産資源の保護や、また藻場造成など環境保全の重要性、さらにはかつみ水産ベースでの産学官連携による増養殖の推進といった、本県の先進的な取組を県民に広く周知をしていきたいと思っています。

また、それとともに福井の海の幸の魅力というのを全国に発信をいたしまして、ふるさとの豊かな海と、そして持続可能な漁業を次の世代に引き継ぐ、そんな大会にしていきたいというふうに考えております。

さらに、福井の漁業の将来に向けましては、昨年度末に策定をいたしました基本計画に基づいて様々な取組を進めてまいります。

例えばデジタル操業日誌など、DXによる水産資源の管理の高度化、また、自動給餌など先端技術を活用した養殖業の生産管理の効率化、そして、共同操業や経営統合による収益性の高い経済の育成、さらには地魚の魅力の発信と販売拡大、こういったことを推進をしてまいりまして、持続可能な魅力あふれる、稼げる水産業の実現というのを目指してまいりたいと考えております。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／私からは2点、まず越前海岸の観光拠点への県のこれまでの投資と成果につきましてお答えを申し上げます。

越前海岸は国定公園に指定されておりまして、風光明媚な景観を有し、また越前がにや越前がれいなど、海の幸、水仙畠など、沿岸地域の暮らしを含めまして、将来に向け、持続的で大変重要な観光資源であると考えてございます。

県では越前海岸に位置する民宿につきまして、今年10月末までに計24施設のリニューアルを支援いたしまして、あわせてプレスリリースやふくいドットコムへの掲載のほか、大手

旅行会社O T Aなど25社との契約を斡旋いたしますなど、積極的に営業活動を推進してまいっております。

改修された宿の平均客室稼働率は、改修前に比べまして18%増加しております、改修後の宿の評判の高まりがさらなる投資を呼び込む、こういう好循環が生まれております。

今後も改修を検討する民宿等への積極的な支援によりまして、越前海岸の宿泊施設の魅力向上につなげ、誘客拡大につなげてまいりたいと考えてございます。

続きまして、海を望むロケーションのよい観光拠点の整備や支援についてお答えを申し上げます。

越前海岸の観光拠点の整備につきましては、令和5年度に観光地域スケールアップ支援事業におきまして、道の駅越前再整備計画を採択し、越前町や民宿組合、漁業組合などが計画実行に向けた協議を進めてまいりました。

越前町では季節を問わず宿泊者以外でも滞在を楽しめる拠点といたしまして、海を望みながら温泉を楽しむことができ、かつ越前海岸の魅力をPRする機能を備えた新施設を道の駅の施設内に建設することを今目指してございます。

越前海岸の一層の観光誘客のためには、市町や観光施設、事業者が一体となった魅力づくりが大変重要でございます。

福井市から同様の提案がありました場合には、エリアをどういった方向性で発展させていくのか、市の方針をよくお伺いしながら、県としても誘客拡大に向けた協議を行ってまいりたいと、このように考えてございます。

議長／産業労働部長大塚君。

大塚産業労働部長／私からは外国人材の雇用について、2点申し上げます。

まず、外国人材の就労状況と就業支援に関する県の活動状況について申し上げます。

県内で就業しております外国人材の在留資格別の割合は、技能実習生が約4割、日系人や永住者などの身分に基づく在留資格の労働者が同じく約4割、特定技能などの専門的、技術的分野の労働者が約2割でございます。

5年前と比較して、特に専門的、技術的分野の労働者は約2.9倍に増加しております、県内企業における活躍の場が広がっております。

外国人材の就業を支援するため、県では、外国人材受入れサポートセンターでの専門家による相談対応のほか、日本人との外国人との円滑なコミュニケーションに向けました研修や、企業の外国人向けマニュアルの作成など環境整備、あるいは住宅や生活環境整備の支援等を行いますとともに、今年度、生活全般に対応する窓口も強化して、外国人が安心して働ける環境を整えております。

特に、専門的、技術的分野の労働者につきましては、5年以上の長期就業が可能であることから、福井での就労に役立つ慣習や方言などをミャンマーで教え、人材を育成しておりますほか、日本語に堪能な留学生と県内企業とのマッチング支援等を行うなど、本県での就業定着を促進しているところでございます。

次に、外国人材の雇用に関する今後の福井県独自の取組について申し上げます。

人手不足が深刻化する中、外国人材から選ばれる福井をつくっていくため、県ではこれまで近隣県に負けない賃金水準への引上げや外国人材の就労、生活環境整備などについて支援を行ってまいりました。

令和9年4月から始まる育成就労制度におきましては、他県企業への転籍が可能になりますことから、今後はさらに外国人材が本県企業で活躍できるよう外国人材の定住促進などの施策を拡充し、県内経済の成長につなげてまいりたいと考えております。

なお、国におきましては、在留資格の審査の厳正な運用と在留資格の在り方などを検討し、令和8年1月を目途に取組の方向を示すとしておりすることから、国の動向も十分注視してまいります。

議長／農林水産部長稻葉君。

稻葉農林水産部長／私からは、県全体の魅力を発信できる海づくり大会の開催方法についてお答えいたします。

近年の大会におきましては、式典行事及び放流行事を行う主会場のほかに、複数の市町にサテライト会場を設けまして、トークショーや魚のつかみ取り体験、地魚販売などの関連行事を開催しております。

令和10年の大会の開催場所や開催内容につきましては、来年の秋頃に設置する予定の実行委員会において検討していくことになります。

県全体の漁業や観光などの魅力を発信できるよう、漁業関係団体や沿海市町などとともに一丸となって準備を進めていきたいと考えております。

議長／土木部長平林君。

平林土木部長／私からは、国道416号バイパス工事の進捗状況、今年度末の供用開始の見通しについてお答え申し上げます。

国道416号白方・布施田バイパスは、福井市中心部とテクノポート福井を結ぶ延長5.2キロのバイパス道路であり、そのうち波寄町から布施田町に至る1.5キロ区間が、平成29年に部分開通しているところでございます。

残る区間3.7キロのうち、現在、テクノポート福井側に接続する白方町付近の約300メートル区間におきまして、擁壁工事などを進めており、残る区間につきましては舗装工事などを残すのみとなってございます。

引き続き、安全第一で工事を進め、今年度中の一日も早い開通を目指してまいります。

議長／警察本部長増田君。

増田警察本部長／全国豊かな海づくり大会における御対象の安全の確保と県民とのふれあいの両立についてお答えいたします。

現時点で御来県される皇室の方々は未定でございますが、全国豊かな海づくり大会につい

ては、通例では天皇・皇后両陛下が御臨席になるものと承知しております。

県警察といたしましては、安倍元総理銃撃事件などを踏まえつつ、関係機関と連携し、御対象の御身辺の安全確保、歓送迎者の雑踏等による事故の防止を本旨として警備に万全を期すこととしております。

なお、警備の実施に当たりましては、諸般の情勢を総合的に判断して、形式にとらわれることなく、効果的でかつ皇室と国民との間の信用を妨げることがないように配慮してまいります。

議長／松田君。

松崎議員／理事者の皆様には真摯に御答弁いただきまして、誠にありがとうございます。特に、416号バイパス工事につきましては、今ほど土木部長から年度内に完成するのを目標にしているという力強いお言葉をいただきました。

この道路は嶺北地域の東西南北、大変重要な基幹道路でございまして、昨日ですか、一昨日の青森地震のような災害が発生したとき、またあるいは新幹線開業後の福井県のさらに発展を図るための大変重要なインフラでございまして、まさにこれが完成することが大変意義があるということでございます。

ということで、私個人的には、ここまで来ましたら多少工事が遅れようと、しっかりと完了していただいて、そして不備のない安全な道路を完成していただくことお願いをしたいと思います。

以上、質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／以上で、松田君の質問は終了いたしました。

笹原君。

笹原議員／自民党福井県議会の笹原修之でございます。

我が会派のしんがりを務めます。

事前の通告に従いまして、質問と提言をさせていただきます。

まず1つ目、観光地の災害対応と安心で便利な観光政策についてお伺いします。

11月に大分県佐賀県では187戸の民家に延焼する大火事が発災し、また、香港では高層住宅群の火災が報じられたところは記憶に新しいところですが、福井県の一大宿泊地であるあわら温泉でも、1956年に温泉街の中心部で旅館16軒、民家309軒が全半焼するというあわら大火の歴史がございます。

近年頻発する地震や大雪といった自然災害も踏まえ、災害時に適切な対応を取れるようするため、あわら温泉では2017年に観光関連事業者が中心となってあわら市観光事業者災害対応マニュアルを策定し、旅館や観光関連施設がそのマニュアルを共有しております。

このマニュアルは、観光客の安全確保を最優先とし、高齢者、障がい者、外国人など配慮を必要とする方などへの対応方法も記載し、誰もが安全に避難できるようにしたものです。

さらに、観光客の避難誘導には町ぐるみで取り組む共助の重要性も強調されており、2018年の30豪雪の際には、電車の運休により、宿泊予定ではなかった観光客の急な受け入れにも対応したり、被災地で汗を流す自衛隊の皆様を受け入れたのも温泉地ならではの対応力とおもてなしがありました。

このように、観光事業者による災害対応マニュアルの策定は、観光客の安全確保と事業者の災害対応力向上、さらには地域全体の防災力強化にも効果を発揮すると考えております。そこで、まずお伺いします。

災害発生時には地域全体で観光客の安全を守るため、平時から観光事業者と地域、行政が連携し、観光危機管理について具体的にシミュレーションしておくことが災害を最小限にとどめることにつながると考えますが、中村職務代理者の所見を伺います。

この災害対応マニュアルの目的の中には、観光事業者が災害に見舞われても事業継続できることや被災後の地域経済の復興などが含まれているのも特徴であります。

記憶に新しいところでは、2018年5月5日、国登録有形文化財だったあわら温泉の老舗旅館、べにやで火災が発生しました。

幸いにも人命被害はなく、宿泊客を他の旅館で受け入れるなどし、路頭に迷う観光客はいませんでした。

この火災は、建物が木造であったことに加え、強風・乾燥注意報が出ていたことも延焼の要因とされていますが、あわら温泉のみならず、県内の宿泊施設においても火災時の初期消火の重要性について考えさせられたことと思います。

宿泊施設には消防訓練や消防用設備の設置が義務づけられていますが、宿泊客の安全・安心のためには、訓練はもとより消防設備に対する支援も必要ではないでしょうか。そこでお伺いします。

火災予防には、様々な訓練を通じて地域の防災力を高め、常に備えておくことが重要ですが、不特定多数の人が出入りする観光地における消防訓練の実施状況、実施内容はどのようなものかお伺いします。

また、北陸新幹線の開業によって宿泊客が増加することを考えたとき、宿泊施設が観光客に安全・安心をアピールできるような消防設備の更新、例えば消防的マークのゴールドやシルバーの取得維持のように、よりよい消防設備の構築に対して新たな支援策を講じるべきと考えますが、県の所見を伺います。

加えて、災害発生時に重要なのがプッシュ型の災害情報であります。

本県の防災情報は、福井県防災ネットというホームページがメインであるため、能動的に情報を取りに行かなければならず、せっかく情報を積み上げても観光客や県民の手にはなかなか届かず、災害時の情報力不足につながります。

県では、ほかにも様々なアプリを制作していますが、その中でも一番機能性が高いのは、ふくいコンシェルジュというアプリではないでしょうか。

このアプリは、観光、イベント、移動、医療福祉などいろいろな情報の窓口の機能を有しており、ふくアプリやふくいポリス、各市町へのリンクなども掲載されています。

さらに、防災情報に関しては11種類の災害情報の中からプッシュ通知を選択することができ、災害時の不安払拭につながると考えますが、そもそもこのふくいコンシェルジュ自体

の知名度不足が否めません。

そこでお伺いします。

福井県防災ネットと連携していることを鑑み、速報性と利便性が高いふくいコンシェルジュアプリの周知をもっともっと進めるべきと考えますが、県の所見を伺います。

大阪・関西万博が閉幕し、インバウンドの旅行先は、東京、大阪、京都のような大都市圏から、鎌倉や白川郷といった地方都市へと移りつつあり、さらに、近年は個人客や小グループへとシフトしている傾向も見られます。

そのような中、私も過去に一般質問で取り上げましたが、複数の公共交通機関を結びつける福井Ma a Sのアプリにおいて、現在、様々なサービスを展開してはいますが、利用者目線で見てみると、乗り放題チケットには少し物足りなさを感じます。

関西圏では、堺おでかけフリーPasのようにエリア別でJR、私鉄、路線バスがいずれも乗り放題となるようなチケットが販売されています。

しかし、福井Ma a Sを見てみると、週末の金土日の29時間乗り放題チケット、ふくふくきっぷでは、福井鉄道、えちぜん鉄道、京福バスが対象であり、ハピライン福井は含まれておりません。

一方、ハピラインふくいは、IRいしかわ鉄道とあいの風とやま鉄道の3社で、2日間乗り放題のデジタル乗車券、北陸3県2dayパスを販売しております。

過去には、北陸新幹線開業時に鉄道3社共通1日フリー切符が、大人2000円の6000枚限定で、開業から約3週間のみ販売されていましたが、それ以降は発行されていません。

全国に秀でる観光地が点在する福井県が京都や金沢に誘客負けする理由の一つに、二次交通チケットの利便性の弱さもあるのではないでしょうか。

そこでお伺いします。

公共交通機関の利用促進という観点から、交通事業者に対し、全ての公共交通機関が乗り放題となるようなオール福井型の鉄道・バス共通乗り放題チケットの発行を促し、県も支援していくべきと考えますが、県の所見を伺います。

議長／職務代理者中村君。

中村副知事／笹原議員の一般質問にお答えをいたします。

私からは1点、県内観光事業所や観光関係団体における観光危機管理の具体的なシミュレーションについて、お答えをいたします。

災害発生直後、観光客に対応できるのはまさにその場にいる観光事業者でありまして、発災時に避難の誘導や災害情報の提供、それから帰宅の支援など、これを迅速的確に行うためには、平時から災害時の危機管理体制を構築しておくことが必要でございます。

それを受けまして、県では観光危機管理に対する意識を高めるため、12月1日に観光危機管理の第一人者と言われております高松正人さんのセミナーを開催いたしまして、市町、観光事業者、それから観光協会など、いわゆる災害時に対応の当事者となるような方々に對して、昨年、能登で起きました地震のときの和倉温泉の旅館が災害対応マニュアルに基づき、迅速に避難誘導と帰宅支援を実施したというような、こういうすばらしい事例を御

説明いただいたわけでございます。

今後、県といたしましては、市町、事業者の役割分担に関する具体的なシミュレーションなどを含む実効性の高い観光危機管理の指針を今年度中に策定する予定でございます。

これを基に、市町や事業所ごとに独自マニュアルの作成を促しまして、円滑で効率的に実施できる危機管理体制を構築してまいりたいと考えております。

議長／未来創造部長武部君。

武部未来創造部長／私からは2点、お答えをいたします。

まず、ふくいコンシェルジュアプリの周知についてお答えをいたします。

ふくいコンシェルジュは、県や市町が発信するイベント情報でありますとか施設予約などの行政サービスを集約する集約するポータルアプリといたしまして、令和4年11月に運用を開始いたしました。

また、本年9月になりますけれども、県や市町等が発信する震度の速報でありますとか気象警報等の災害関連情報が取得できる機能を追加したところでございます。

議員御指摘のとおり、ふくいコンシェルジュは令和4年のリリース以降、5万ダウンロードにとどまっているという状況でございます。

福井県防災ネットをはじめ様々な情報と連携し、利便性が高いということもございますので、町内の各部局、それから市町に対しまして、広く周知していきたいと考えてございます。

なお、御質問の中でプッシュ型の災害情報の発信の重要性について触れられました。

県では今年度から、市や町と共にプッシュ型情報発信の強化について検討を始めております。

災害時におきましても必要な人に必要な情報がお届けできるよう、民間アプリ等を活用しながら、効果的な情報発信に努めていきたいと考えております。

続きまして、公共交通機関が乗り放題となる福井型鉄道・バス共通乗り放題チケットについてお答えをいたします。

乗り放題チケットでありますけれども、これは利用者の利便性向上だけではなく、公共交通機関の利用者増にもつながるということでございますので、交通事業者におきましては、単体、もしくは複数が連携した形でふくいMaaS等において発売しております。

御指摘の県内全ての公共交通機関が乗り放題となるチケットでございますけれども、石川県とか富山県でも例がないということでございまして、やはりエリアや路線をある程度絞ったものとなっているのが実態となってございます。

これは、交通事業者が収益を確保するための価格設定、それと利用者の割安感との間にちょっと開きがあって、バランスを取ることが難しいということが一因にあるのではないかと考えております。

新幹線開業を機に、県内に恐竜列車でありますとかハピバス、XRバスなど、観光客向けの交通手段を充実してまいりましたので、新たな乗り放題チケットにつきましては、利用者の動態でありますとかニーズ、それから現在の利用状況などを十分考慮しながら、交通

事業者と共に検討していきたいと考えております。

議長／防災安全部長坂本君。

坂本防災安全部長／私からは、観光地における消防訓練の実施状況、実施内容についてお答えいたします。

観光地における旅館、ホテル、観光施設などの不特定多数の人が利用する建物について、収容人員が30人以上の施設等の事業者は、消防法に基づき防火管理者を選任し、防火管理に関する消防計画を作成の上、定期的に消防訓練を実施することとなっています。

消防訓練は、消化器等の取扱いに関する消火訓練、避難誘導や避難器具等の取扱いに関する避難訓練、消防機関に通報する通報訓練などがありまして、消火訓練や避難訓練は年2回以上の実施が義務づけられています。

事業者は訓練を実施する際、訓練内容を管轄の消防署に通知し、消防職員の指導や講評を受けるなど、事業者と管轄の消防署が連携して適切に実施しているところであります。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／私からは1点、宿泊施設の防災設備等に対する支援策についてお答えを申し上げます。

宿泊施設や商業施設などの不特定多数が使用する施設につきましては、消防法令におきまして、消火設備や警報設備などの設置をはじめとしまして、避難誘導のための訓練実施など、事業者が必要な防火安全対策を講じることとされております。

消防設備の更新等につきましては、法令に基づき事業者が計画的に進めるものでございまして、県内に数多くある業種の中から、県において観光事業者など特定の事業者のみに補助制度を設けることは困難と考えてございます。

県では、先日も災害時等の観光客の安全確保に関して、市町や観光事業所向けにセミナーを行ったところでございます。

このような場を活用いたしまして、関係部局とも連携いたしまして、適マーク制度の取得呼びかけなどを実施いたしまして、観光客に、より安全・安心な福井の旅を提供していきたいと考えてございます。

議長／笹原君。

笹原議員／ありがとうございます。

まずは観光危機管理の指針というものが策定予定ということで、ひとつ安心しました。ただ、今ほどのふくいコンシェルジュのダウンロード、また、県庁職員の認知度もそこまで広くないなという実感がございますので、また周知に努めていただきたいと思いますし、いろんな便利なチケットにしましても、石川、富山に例がないのでというよりは、福井が先んじて取り組んでいただけたら、幸福度、福井県の理由につながるのかなと思いますの

で、また御検討いただきたいと思います。

続きまして2つ目、県立高校の環境整備についてお伺いします。

多くの県立高校には太陽光パネルが設置されております。

一番古いものでは若狭東高校が平成11年、その後、平成15年、16年には7つの学校に設置され、現在は12校に太陽光発電設備が設置されています。

さらに、来年度は3校に設置予定と聞いております。

再生可能エネルギーが教育現場で稼働するのは、日本のエネルギー自給率を考えた上でも大変意義深いことあります。

しかしながら、法定耐用年数が17年といわれる太陽光発電設備の現状を見てみると、実際に発電しているのは12校中9校、さらに、発電状況がモニターで正常に確認できるのは12校中4校のみであり、とても正常な稼働状況にあるとは言えません。

特に、奥越特別支援学校におきましては、医療的ケア児の方に対する非常用電源としても有効でありますし、防災拠点、避難所といった意味では、発電機のみならず蓄電池の確認も必要となってくるのではないかでしょうか。

6月の定例会においても、藤丸教育長から脱炭素社会に向けた環境教育に取り組んでいくと力強く答弁いただきましたが、太陽光発電も脱炭素化に向けた環境教育の一端を担うのではないかでしょうか。

そこでお伺いします。

県立学校に設置されている太陽光発電設備は老朽化が進んでおり、今後、多くの学校で更新や修繕が必要になると思いますが、既設校における更新や修繕の計画はあるのか伺います。

また、学校の太陽光発電設備が形だけのパフォーマンスに陥らないよう、しっかりと稼働させ、エネルギー教育にしっかりと生かしていただきたいと思いますが、藤丸教育長の所見を伺います。

次に、学校の衛生環境についてですが、先日、複数の県立高校に伺い、意見交換をいたしましたところ、トイレの洋式化以外にも衛生環境の改善が必要であるということが分かりました。

まず、坂井高校の農業コースや食品コースの生徒たちが使用する山室農場ですが、資料1を御覧ください。

こちらは様式化されてはいますが、トイレ自体は昭和40年代に建設された非常に古い建物であり、さらに、この施設では飲料に向かない地下水を使用していることもあります。ウォシュレットが作動できず、あまりにも衛生環境が悪いため、実習中はトイレの使用を我慢しているという生徒が多いそうです。

次に、資料2を御覧ください。

職員室は機密性が悪く、また、実習室には外壁に穴が開き、すぐにでも修繕が必要な状態であります。

そして、資料3の農機具小屋ですが、鉄骨は腐食が始まり、トタン屋根と雨どいは激しく老朽化し、もはや限界状態です。

坂井北部丘陵地には県立大学創造農学科やふくい園芸カレッジなど、まさに福井県の農業

就学地であります、人手不足に悩む農業界において、県立高校の農業実習施設がこのような状態で、若者は農業に対して夢を持てるでしょうか。

また、三国高校においては、生徒からの企画提案がというのが学校の特色であります、その中でも毎年議題に上るのはトイレからの汚臭だそうです。

こちらは、電気の様式化、床の乾式化は施工されましたが、トイレの配管自体が古いため、外の廊下まで匂いが漂うというような状態でした。

これから福井県を支える子どもたちの学校の環境整備に対応できなければ、今後、どれだけの生徒たちが福井に残ってくれるでしょうか。

そこでお伺いします。

このような学校の衛生環境について、教育長はどの程度把握しているのか、また、これらの環境整備について県はどのような計画を設けていくのか、所見を伺います。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から、県立学校の環境整備について3点お答えいたします。

まず、県立学校に設置している太陽光発電の更新や修繕の計画についてお答えします。

県立学校の太陽光発電設備につきましては、新エネルギーの普及、啓発の観点から、平成15年から16年にかけて集中的に整備を進めまして、現在12校に設置されております。

設置から20年以上が経過いたしまして、うち3校において故障により発電が停止しているという状況ですので、故障原因を調査の上、学校と協議しながら早急に修繕を検討してまいります。

また、令和5年3月に策定されました県の環境基本計画では、設置可能な県有施設の50%以上に太陽光設備を設置することを目指しております、設置可能な県立学校16校のうち、残り4校でございますが、こちらにつきましても、令和8年度から計画的に整備を進めていきたいと考えております。

次に、学校の太陽光発電設備を活用したエネルギー教育についてお答えいたします。

太陽光発電に関するエネルギー教育については、高校の必修科目でございます履修科目であります地理総合、そして科学と人間生活、物理基礎などの授業におきまして、太陽光発電を例に、様々なエネルギー資源の利用と開発、環境保全の重要性について学んでいるところです。

また、より実践的な学びとして、例えば丹生高校では太陽光発電教材を活用して省エネルギーや再生可能エネルギーの仕組みを学んだり、また、科学技術高校では太陽光発電を活用したLED照明の電気工事に取り組むなど、持続可能な社会の実現に向けた理解を深めております。

現在、学校に設置している太陽光発電設備は20年近く前に設置されたものでございますけれども、今後も脱炭素社会に向けた環境教育につきましては、生徒が身近に感じられる工夫をしながら積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、学校の衛生環境の現状と整備計画についてお答えいたします。

まず、トイレですけれども、県立学校のトイレ改修につきましては、令和元年度から3年度までの3年間で、普通教室のトイレ483器を和式から洋式に変更し、さらに、令和5年度、6年度の2年間で720器を温水洗浄機能つき便座に交換するなど、計画的にトイレの快適化を進めてきております。

加えまして、特別教室等のトイレ498器を今年度から9年度にかけて計画的に洋式化することとしております。

さらに、旧式のタイル張りの湿式トイレですけれども、衛生的で清潔なトイレへの改修が必要でありまして、現在、校舎の大規模リノベーション工事を行う際に併せて乾式化工事を実施しておりますが、引き続きトイレ環境の快適化を目指し、計画的な整備を検討していきたいと考えております。

また、写真も見せていただきましたが、坂井高校農業コースの実習場であります山室農場につきましては、民間からの借地であります、施設整備に当たっては地権者との協議等が必要となりますけれども、教育活動に支障が出ないよう、学校と協議しながら改修を進めていきたいと考えております。

議長／笹原君。

笹原議員／まずは、教育長には現場を見ていただけたらと思いますので、心よりお願ひ申し上げます。

そして、福井の未来を指す子どもたちの教育環境の整備、これは福井の将来への投資でありますので、学校の環境整備が少子化対策につながるとまでは言いませんが、せめて県外に出る子どもたちが、もう福井には帰りたくないというような理由にならないように、快適な学校生活を送れるように、ぜひ整備をお願いいたします。

続きまして、水道用水供給事業の現状と見直しについてお伺いします。

坂井地区では、昭和63年の水道用水供給事業により、あわら市、坂井市が安定した水道用水を受給しておりますが、その給水量は、水源となる龍ヶ鼻ダムの建設が開始された昭和53年に当時の坂井郡旧6町が人口増加や経済活性化を予測した上で各町が申込み分を引き受けるという協定書を締結したことに由来します。

そして、今もなお県からの安定した水道用水が供給されておりますことに心より感謝申し上げます。

しかしながら、近年の人口減少や節水型給水器具の普及により日本各地で給水量が減少しております、坂井地区におきましても同様であると聞いております。

特に、あわら市ではバブル崩壊やリーマンショックの影響で多くのあわら温泉の旅館が廃業したことから、現在の給水量は責任水量の3分の2程度にまで減少しており、申込み水量と給水量は大きく乖離しております。

さらに、今後も人口減少の進行や節水型給水器具の進展が予想されることから、給水量の増加は見込めないものと考えられます。

給水申込み当時と現在とでは社会情勢が大きく変化していることから、単価や料金体系など算定方法を見直していただかなければ、特にあわら市では水道事業が健全経営できる状

況にはありません。

そこでお伺いします。

全国的に県営の水道用水供給事業を見てみると、責任水量の見直しや使用した分だけ支払う二部料金制など様々な算定見直しの事例があり、本県としても給水量の需給バランスを見ながら長期運営できるような事業体制づくりが必要であると考えますが、県の所見を伺います。

議長／産業労働部長大塚君。

大塚産業労働部長／私から、長期運用できる水道用水供給事業の体制づくりについて申し上げます。

県では、坂井、日野川の2地区におきまして水道用水供給事業を実施しており、責任水量制の下で市町に必要な負担を求め、安定して安全な水道用水の供給を行いますとともに、経費削減などの経営改善に努め、これまでに複数回にわたって供給単価を引き下げてまいりました。

このうち坂井地区では、あわら市の使用水量が当初計画を下回っておりますことから料金負担軽減の要望があり、県において真摯にその対応を検討しているところでございます。

県では、今年度末に向けまして経営戦略の見直しを行っており、その中で老朽化対策や耐震化などの事業計画や収支計画の見直しを行うとともに、料金等につきましても検討を行い、受水者の理解を得ながら、長期運営できる事業体制づくりに努めてまいります。

議長／笹原君。

笹原議員／ありがとうございます。

人口減少という概念がなかった時代に投資されました設備、あらゆる場面で改修やダウンサイジングが求められています。

県民の重要なライフラインである水道事業が、安定して長期運営できることを心より期待しております。

最後に、あわら市沖洋上風力発電の課題と展望についてお伺いします。

2021年に国が洋上風力発電の第1ラウンドとして、秋田県、千葉県沖の3つの海域で洋上風力発電事業を公募し、その3海域は三菱商事が格安の売電価格で落札しました。

その後、2022年に経産省が事業計画を認定しましたが、建設費用が当初見込みの2倍以上に膨れましたことから、本年2月に三菱商事は522億円の損失計上を理由に、この3海域からの撤退を発表しました。

現在、政府はこの三菱商事の撤退要因を検証し、来年の早い時期に再公募を実施しようとしておりますが、ようやく希望する事業者への気象・海象・海底に関する情報提供の手続が始まったばかりでありますが、まだその詳細は明らかになっておりません。

そのようなことから、あわら市沖洋上風力発電についても、地元漁業者や観光商工業者の中では、期待する声が上がるとともに事業継続に対する懸念が生じていると聞くこともあります。

ります。

しかし、三菱商事の撤退理由やあわら市沖の現状、課題についてしっかりと示すことができれば、このような利害関係者の方々も安心してその解決を待つことができるのではないでしようか。

私の認識では、事業の実現に向けて、現在、大きく3つの課題があると考えます。

1つ目は物価上昇に伴う事業の採算性、2つ目はお隣、加賀市との関わり、3つ目は事業継続に対する懸念とその対応であります。

そこで、それぞれお伺いします。

まず1つ目、ここ数年の物価上昇の中、従来の海域のままでは採算が見込めないと判断し、事業者がその海域の拡大を求める場合、県として求めることができるのか、中村職務代理者の所見を伺います。

2つ目に、現在は一定の準備区域であり、有望区域にステージを進めるためには隣市の理解が必要となります。市長が新しく代わられた加賀市に対して、県として今後どのように話を進めていくのか所見をお伺いします。

そして最後に、三菱商事の事業撤退に起因する洋上風力発電事業への懸念に対し、県として今後どのように対応していくつもりなのか、県の所見を伺います。

議長／職務代理者中村君。

中村副知事／私からは、物価上昇に伴うあわら市洋上風力の海域の拡大についてお答えいたします。

この洋上風力につきましては、急激な物価上昇などの影響により、世界的にも事業環境が悪化していると、そういうふうに承知しております。

こうした中でも、あわら市沖で事業を検討している事業者からは撤退の意向は聞いておりませんが、今後洋上風力を進めていく上では、この採算性の確保というの大きな課題になると考えております。

それで、この事業採算性の確保に向けては、国において現在、物価変動を反映するスキームだとか計画の実現性を重視した公募ルールなどの制度の見直しが進められております。

一方、事業者や地域における対応でございますが、御指摘のとおり、海域を拡大することも一つの手法だと考えられますが、これについては、従来計画の下で想定されていた環境を変更することになります。

そのため、利害関係者の理解を得ることが前提となるということでございます。

海域の取扱いにつきましては、国における制度の見直しやそれを踏まえた事業者の考え方、さらには地域の関係者の意見を十分確認いたしまして、必要な対応を検討してまいります。

議長／エネルギー環境部長獅子原君。

獅子原エネルギー環境部長／私からは2点、お答えいたします。

まず、あわら市沖洋上風力発電に係る加賀市の理解についてお答えをいたします。

あわら市沖洋上風力発電は県境で計画されていることから、自然環境等への影響が県をまたぐ可能性もありまして、隣接する加賀市など石川県側の関係者の理解を得ながら進めていくことが重要であると認識しています。

県としましては、これまでも加賀市や石川県の担当者を訪問し、事業計画の概要や経済波及効果等について説明を行うなど、適宜適切に情報共有に努めています。

こうした中、石川県側としましては、漁業や景観への影響、観光、経済面での地域へのメリットが見えないことなどが課題として認識しているものと承知しております。

引き続き石川県側を踏まえた関係者の懸念の声、一つ一つに真摯に対応することが理解醸成に最も重要であると考えています。

県としましては、今後も必要な情報提供を行うなど、丁寧にコミュニケーションを図ってまいります。

次に、あわら市沖洋上風力発電の事業継続に対する懸念の対応についてお答えいたします。三菱商事の洋上風力からの撤退については、全国的にも報道等で大きく取り上げられたことから、地域の関係者の間であわら市沖の洋上風力は大丈夫なのかと事業への懸念が生じたものと認識しております。

一方で、国はこうした状況を受けてもなお洋上風力の重要性に変わりはなく、事業を完遂させることが必要として、撤退に至った要因を分析し、制度の見直しを進めています。

また、県ではあわら市沖において事業を検討している3事業者について、いずれも撤退の意志がないことを確認しています。

こうした国の揺るがぬ姿勢や事業者の意向については、地元関係者への個別訪問や、先月開催した漁業・経済・観光関係者との意見交換会においてしっかりと説明し、懸念の払拭に努めています。

引き続き国の検討状況を適宜発信するなど、関係者の懸念に丁寧に対応してまいります。

議長／笹原君。

笹原議員／ありがとうございます。

洋上風力発電、非常に大きな経済効果、そして雇用創出が期待されております。

あわら市、坂井市、そして加賀市、また、利害関係者を含めた法定協議会を早急に立ち上げられるよう、そして、明るい未来を見通せるような洋上風力発電の実現を期待しているところであります。

私からの質問は以上となります、最初の観光地のいろんな政策につきましても、先ほど申しましたとおり、他県との比較ということよりも、福井県としてできることに取り組んでいただきたいと思いますし、また、温泉地というのはちょっと特殊な状態といいますか、観光誘客に必要なエリアでありながら、震災時、発災時には避難所となる、そういう性格を持っている施設であります。

この公共性のある施設という目で見ますと、なかなか法令で固められているとはいえ、お客様、特に県外から来られた方の安全面というのは担保しないといけない、当然、県内もそうですが、お客様の安全面というのは最大限担保しないといけない、そういった

機能を持つ観光地なのかなと思いますので、またいろんな取組を私も一緒に考えていきたいと思いますが、よろしくお願ひします。

そして、何より県立学校の環境整備、これは教育長と、本当に現場を見ていろいろ考えていきたい。

なかなか子どもたちの教育環境がどうなのかという、子どもからの意見というのは実際は取りにくい、また、保護者からもこのリアルな話というのは聞き取りにくい部分かなと思いますので、保護者を代表してというとおこがましいですが、環境を見た上での発言とさせていただきましたので、ぜひ御理解いただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして私からの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長／以上で、笹原君の質問は終了いたしました。

西本恵一君。

西本（恵一）議員／公明党の西本恵一でございます。

トリでございます、よろしくお願ひいたします。

まず、最初に安心の出産環境整備についてお伺いいたします。

出産時の痛みを麻酔で和らげる無痛分娩のニーズが高まっております。

無痛分娩はお産の痛みの緩和に加え、体力の消耗や精神的不安を軽減し、産後の回復が早いとされております。

また、高血圧や心疾患などを患う妊婦がより安全に生むために進められる場合があります。一方で麻酔薬の副作用として不整脈など重篤な合併症を起こすおそれがあるほか、過去には妊婦が死亡したり重い障害を負ったりした事故も起きております。

妊婦と家族が安全性とリスクを理解し、選択できるようにすることが重要であります。中にはSNSの情報だけで決める人もいると見られ、正しい知識の周知が欠かせません。日本産婦人科医会によりますと、2023年の全分娩に占める無痛分娩の割合は13.8%で2018年から5年で倍以上に増えております。

しかし、ニーズの高まりに伴い、知識や技術経験の乏しい施設での事故を懸念する声も出ております。

現在、県内には福井県立病院をはじめ、4つの医療機関で無痛分娩ができますが、安全対策の強化に力を入れ、麻酔科医の確保を着実に進め、希望する妊婦が安心して選択できる環境を広げていくことが必要であります。

国は麻酔科医が常駐していないクリニックなどにおいて、基幹病院の麻酔科医が関与し、相互に連携するモデル事業を組み込みましたが、本県における無痛分娩環境の推進について、鷲頭副知事の所見をお伺いいたします。

国では、2027年度には出産育児一時金を廃止して、標準出産費用は無償化とする方向であります。無痛分娩の麻酔費用などは健康保険の適用外となり、出産費用に加えて10万円から15万円程度の追加費用がかかることが多く、自己負担額が生じます。

東京都では安心して無痛分娩を選択できるよう、本年10月以降の出産を対象に最大10万円

の費用を助成する制度を開始いたしました。

本県においても安心して子どもを産み育てられる環境を整備する観点から独自の助成制度を創設できないか、所見をお伺いいたします。

産科施設の減少に伴い、定期検診などの通院が妊婦にとって負担となつておらず、高齢出産の増加によりリスクを抱える妊婦さんも増えております。

その対策として安心して出産できる環境を整備し、地域医療のレジリエンスを強化するための周産期遠隔医療プラットフォームがあります。

具体的には胎児の心拍数や子宮の収縮を継続的に記録し、分娩の進行状況や胎児の健康状態を把握するための分娩監視装置等のデータをクラウド化し、総合周産期母子医療センターである県立病院などを核として、地域の産科クリニックとデータを共用する仕組みであります。

本県においても、国の補助金が利用できる周産期遠隔医療プラットフォームを導入し、住み慣れた地域で安心して出産できる医療環境を整備すべきと考えますが、鷲頭副知事の所見をお伺いいたします。

先天性代謝異常等を早期に発見し、その後の治療や生活指導等につなげる新生児へのマスククリーニング検査があります。

生まれつきの病気を症状が現れる前に見つけることが目的であり、早期に見つけることで症状の出現や進行を抑制することができます。

国は現在、公費対象の20疾患に加え、さらに2疾患の拡大を目指しておりますが、体筋力の低下などを引き起こすポンペ病や視力・聴力障害を発症する副腎白質ジストロフィーなど7つの疾患については保護者の希望による有料検査となっております。

群馬県では、検査対象の疾病を拡大し、これら29の疾病的検査費用を全額無料としておりますが、経済的な理由で検査を受けられない事態を防ぎ、全ての子どもの健康を守るため、本県も独自にこれら有料である7疾患を全て全額無料で受けられるように求めますが所見をお伺いいたします。

妊娠前ケアと直訳され、健康な妊娠・出産を目指すケアとするプレコンセプションケアですが、子ども家庭庁は本年5月に推進5か年計画を策定いたしました。

生涯にわたり、身体的、精神的、社会的に健康な状態であるための取組として、性別を問わず適切な時期に性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠出産を含めたライフデザインや将来の健康を考えて健康管理を行う概念と定義づけられています。

対象は主に30代以下の若い世代になります。

しかしながら、プレコンセプションケアという言葉の認知度が1割以下にとどまり、若い世代に性や健康・妊娠に関する正しい知識の取得方法や相談する場所、手段が必ずしも広く知られておりません。

そこで国では、研修を経て、学校や企業などで正しい知識の普及を図り、健康管理を促すプレコンサポーターを5万人以上養成する方針で、男女問わず、性や妊娠に関する健康支援を進める、性と健康の相談センター事業について、全ての都道府県、政令指定都市、中核市での実施を打ち出しています。

また、プレコンに関する一般的な相談ができる窓口の認知度向上などを掲げ、基礎疾患の

ある人などが専門的な相談ができる医療機関数を増やすとしており、その上で都道府県や市町による地方版推進計画策定を促しています。

福岡県では、全国の自治体で初となるプレコンセプションケアセンターを設置いたしましたが、本県も推進計画を策定しプレコンを普及するよう求めますが、所見をお伺いいたします。

議長／副知事鷲頭君。

鷲頭副知事／西本議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

私からは、2点、お答えをいたします。

まず本県における無痛分娩環境の推進につきましてお答えいたします。

県内では、令和6年度から麻酔科医のサポートの下で、

無痛分娩を開始した県立病院を含めて4つの医療機関におきまして年間約100件の無痛分娩を行っているところでございます。

この件数は全国に比べますと、件数は少ない状況でございますけども、各医療機関からは、現状では概ね希望する妊婦に対しまして無痛分娩を提供できているというふうに聞いていいるところでございます。

しかしながら、県内の麻酔科医数は全国平均を下回っている状況でございまして、今後さらに希望が増える場合、安心して安全な無痛分娩を提供するには医師の確保というものが不可欠になってございます。

このため、県では、U I ターンを希望する医学生などに対する奨学金制度や、医師採用経費の補助によりまして、県内医療機関の麻酔科医の確保を支援しているところでございます。

なお、御指摘の国のモデル事業につきましては、詳細が判明し次第、県内の医師派遣を担う福井大学付属病院や、また福井県産婦人科医師連合の意見も聞きながら実施の可否について検討させていただきたいと思っております。

引き続き、関係機関が連携をして無痛分娩を含む多様な出産ニーズに対応できる分娩環境の構築に努めてまいりたいと思います。

続きまして、周産期遠隔医療プラットフォームに関連しまして、住み慣れた地域で安心して出産できる医療環境の整備について、お答えを申し上げます。

本県では県立病院と、そして福井大学付属病院の2つの総合周産期母子医療センターと、また愛育病院など5つの周産期医療センターを中心に、16の分娩取り扱い施設が連携をして、ハイリスク出産を含め、安全安心な周産期医療を提供しているところでございます。

また、研修につきましては県内各地の28の医療機関で妊婦健診が受けられる体制というのを整えているのが現状です。

御提案いただきましたシステムにつきましては、これは令和5年に石川県において能登地域の産科医不足対策として導入されているものと認識しております、地域周産期母子医療センターの配置などがある本県とは若干地域の状況は異なるところではございますけれども、例えばハイリスク妊婦の救急搬送時の対応ですか、あるいは在宅観察時のデータ

連携など本県としても有意義なシステムになり得る可能性もございますので、石川県の実績も聞きながら関係機関とともに研究してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても県ではこれまで分婉取り扱い施設の運営や、施設、設備の整備、また、新規開業に対する支援などを行っておりまして、今後とも住み慣れた地域で安心して出産できる医療環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／私のほうから3点、お答えさせていただきます。

まず1点目、安心して無痛分婉を選択できる本県独自の助成制度の創設についてお答えいたします。

出産費用の無償化に関する国の議論の中で、無痛分婉のことについて意見が出ておりまして、実施施設の地域差があること、リスク、デメリットがあることを踏まえ、まず安全に無痛分婉が提供できる体制の整備が必要であり、その上で、保険給付の対象とするかを慎重に検討すべきとの意見が出ております。

ひるがえって本県の現状を見た場合、先ほどの副知事答弁にもございましたとおり、麻酔科医が配置できて、急変が起こった場合でも対応できる職員の配置が可能な無痛分婉に対応できる医療機関は限られているのが現状でございます。

また、新たな助成制度を創設することによって潜在的なニーズが顕在化する可能性も考慮する必要が出てまいります。

一方、国の子ども未来戦略では、麻酔を実施する医師の確保を進めるなど、妊婦が安全安心に出産できる環境整備に向けて、支援のあり方を検討するとされておりまして、県としては出産の希望を実現できる環境整備とあわせて、まずは国において無痛分婉も含めた出産費用の支援強化策を講じるよう求めてまいりたいと考えております。

2点目、新生児のマスクリーニングの検査の費用を全額無償化についてお答えいたします。

本県においては、国の指定の20疾患に加えて、国が行う実証実験に令和5年度から参画しております、22疾患の検査を無償で受けられる体制になっております。

同時に治療が確立している7疾患を県独自の検査項目に加えて自己負担7000円で29疾患の検査ができる体制も整っております。

新生児のマスクリーニング検査は、先天的な疾患の早期発見・早期治療につながる非常に重要な検査であることから、治療が確立している検査については家庭の経済的理由や自治体の財政状況にかかわらず、受けられる環境を整えることは極めて重要であることから、県としては国対し早期に全国展開を図るとともに、必要な財政措置を講じるよう求めてまいりたいと考えております。

続いて3点目、プレコンセプションケア推進計画の策定とプレコンの普及についてお答えいたします。

本県では、今年三月に策定したこども・子育て応援計画の最重点プロジェクトにプレコンセプションケアの推進を位置づけ、医師による正しい知識を提供し、本格的な妊活の前に、

自身の健康状態を無料で確認できる福井プレ妊活検診を10月から開始しているところです。また、福岡県のプレコンセプションケアセンターに相当する体制として体制として、助産師による健康相談窓口を設置しており、県内の高校、大学や企業等に相談窓口の案内カードを配布したほか、SNSや新聞等での周知も行い、窓口の認知度向上に努めています。本年度の福井プレ妊活検診では開始2週間で募集が定員の100名に達するなど、若い世代の関心が非常に高いという状況でございまして、県といたしましては今後検診の定員の拡大を通じて、性や健康、妊娠に関する正しい知識の普及啓発を強化するとともに、医療機関と連携して専門的な相談体制の整備を進めてまいりたいと考えております。

議長／西本恵一君。

西本（恵一）議員／ありがとうございます。

特にマスククリーニング7疾患7000円、経済的に差ができるということですので、国に求めていくということでございますけれども、それまでの間にまた新生児もどんどん生まれてきてこういう検診を受けるわけですから、ぜひこんな高くなるわけではないとございますので、ぜひ検討していただきたいと思いますので、要望しておきます。

それでは続いて、予防医療の推進についてお伺いいたします。

予防医療の推進は、県民の健康寿命の延伸と医療費の適正化に直結する重要な政策であります。

治療から予防へという政策の転換を一層進める必要性があります。

予防医療には病気を未然に防ぐ1次予防、早期発見治療を行う2次予防、再発や重症化を防ぐ3次予防の段階がありますが、これらの取組が県民に十分に認知され、行動変容につなげていく必要性があります。

そこで、予防医療の重要性を具体的な行動に結びつけるため、若年層、子育て世代、高齢者といったライフステージを横軸に、特定健診、がん検診、予防接種、運動栄養指導といった1次から3次の予防段階を縦軸に取り、県民が今自分に必要なアクションが一目で分かる予防医療アクションマップを作成して予防医療の行動指針を可視化し、県民に示すことで、受診率向上や健康的な生活習慣の維持につながるのではないかと考えております。

そこで、予防医療アクションマップをウェブサイトや広報を通じて周知し、さらに個人の年齢に応じて必要な予防行動を推奨するスマートフォンアプリなどを連携させてはどうか、また、例えばがん検診クーポンを該当する年齢時に送るなど、県民一人一人に最適化された予防医療を推進し、健康的な生活習慣の維持につなげる取組を行うことを提案いたしますが、所見をお伺いいたします。

続いて、乳がん検診についてお尋ねいたします。

かつて17人から18人に1人と言われた乳がんの罹患率は、現在女性の9人に1人にまで上昇しており、乳がんは世界的に見ても女性で最も罹患数の多いがんであります。

2020年は世界全体で新たにがんと診断された罹患数では、乳がんが肺がんを上回り、最も多いがんとなり、日本国内では新たに診断される方が毎年約10万人に達しております。

特筆すべきは、発症年齢の変化です。

これまで40代後半がピークとされてきましたが、資料にありますように、近年では閉経後の60代から70代にさらに大きなピークが形成されております。

これは飽食の時代における閉経後の肥満傾向などが要因と指摘されており、乳がんはもはや若い世代だけの病気ではなく、30代から80代まで長期にわたり向き合うべき疾患であるという認識の転換が必要であります。

しかしながら、早期発見の鍵となる検診受診率は欧米の70%超に対し、本県は令和5年で49.2%と低い状態であります。

その障壁となっている要因の一つが、マンモグラフィは痛いとの先入観であります。

マンモグラフィは触診では発見できないステージ0の微細な石灰化を発見できる極めて有用な検査であります。

生理前や授乳期を避けねば痛みは軽減されますが、この心理的ハードルを下げる物理的な対策が求められます。

現在は、圧迫の痛みを和らげる機能がついた検診機器や、技師の技術向上により苦痛を軽減することが可能になっております。

そこで、県として以下の2点を推進すべきと考えます。

第1に、痛み軽減機能付マンモグラフィの導入支援や、痛くない撮影技術の研修強化など、受診者の負担を減らす優しい検診環境の整備であります。

第2に30代からの早期啓発に加え、高齢者の罹患率が高い現状をデータに基づいて周知し、幅広い世代の受診行動を流すことであります。

女性の命を守るために、これらの方策により受診率を高めるべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

虫歯や栄養状態、骨格の発達などを確認する小中学校での定期健康診断ですが、背骨が曲がる側弯症など成長期特有の症状が見つかる場合があり、受診は欠かせません。

しかし、様々な事情で学校に通えず、学校で受診できない子どもがおります。

学校外の医療機関で受診する場合、

その受診費は自己負担で行うケースが多く、受診しない子どもの割合も少なくありません。全国の自治体の中には学校が指定する期限内に学校医のクリニックで受診する場合に限り、無料で定期健康診断扱いとする場合もあると聞いておりますが、学校が学校医で受診すれば無料になると案内しない場合や、事務が煩雑になるため推奨しないこともあるようであります。

また、保護者がかかりつけ医で受診させようすると定期健康診断ではないため、自己負担で受診しなければならない現状があります。

そこで、不登校などの児童や生徒の受診について、本県ではどのように対応しているのか伺うとともに、一人も漏れないように学校外で受診する環境整備を推進し、学校医以外でする場合には補助するなど支援できないか、所見をお伺いいたします。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／私からは2点お答えします。

まず1点目、健康的な生活習慣の維持についてです。

現在、県では元気な福井健康づくり応援計画のもと、運動、食生活、睡眠、喫煙対策に加え、特定健診の受診啓発や、糖尿病の重症化予防対策、がん対策推進計画に基づくがん健診、循環器病対策推進計画に基づく回復期のリハビリテーションの充実など、1次から3次までの予防医療の取組について、福井健康づくり応援サイト等で情報の発信を行っているところでございます。

一方これらの計画は計画ごとに個別に周知しているため、御提案のアクションマップのように、県民のライフステージや健康状態に応じた必要な行動を一元的に示す仕組みが不十分なことは課題でございます。

このため、若年から高齢者までも通じて、健診、相談、生活習慣のポイントを一覧できるアクションマップを作成し、ウェブサイトへの掲載など、わかりやすくアクセスしやすい情報提供に努めてまいります。

今後とも各計画との整合を図りつつ、県民一人一人、主体的に健康的な生活習慣を維持できるよう、予防医療の一層の推進に努めてまいります。

続きまして2点目、乳がん検診の受診率向上の方策についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、マンモグラフィは個人差があるものの、痛みを伴う検査であります。県内の主要な乳がん検診機関約9割、26施設ありますが9割で既に痛み軽減機能付きのマンモグラフィを導入しております。さらに検査手法の手技においても圧迫時の声掛けや体位の調整、圧迫速度の調整など、受診者の不安や痛みの軽減をするような工夫を行っているところでございます。

今後とも機器面や手技面の両方から、より優しい検診体制の整備に努めてまいります。

県では幅広い世代に対して女性のがんについての講演会やレディースがん検診、休日や平日の夕方の検診のことをレディースがん検診と申しますが、行っており、職域における受信環境整備のための奨励金の創設やピンクリボン月間をにあわせて啓発イベントを実施しているところでございます。

今後はこれらの事業を通じて高齢者層でも罹患率が高い現状を丁寧に伝え、市町が受診券による受診を促していくとともに、引き続き関係機関と連携して、乳がん検診の受診率向上を目指してまいります。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から、不登校などの児童生徒に対する定期検診診断の対応についてお答えをいたします。

県では、これまで毎年6月及び2月、年2回ですけれども、養護教諭研究会等におきまして、病気など様々な理由により学校の検診を受けることができなかつた児童生徒について、医療機関での受診や近隣校での実施時に検診を受けるなどの対応例を示しまして、全児童生徒の検診機会の確保を依頼しております。

これを受けまして、例えば敦賀市では、教育委員会が医師会や歯科医師会と協議をし、その学校の学校医等の医療機関において、無料で検診ができるようにしております。

他の市町でも各学校が学校医等と協議して、無料で検診ができるようになるなどそれぞれの実情にあわせて対応しております。

県としてはこのような取組が広がるよう、引き続き市町の教育委員会や学校に対して児童生徒の検診を受ける機会確保につきまして周知をしてまいります。

議長／西本恵一君。

西本（恵一）議員／前向きな回答ありがとうございました。

乳がん検診結果についてはMR Iとかエコーとかあります、MR Iが一番発見率も高く、無痛ですので、そういうことも検討していただきたいですし、今ほどの不登校の生徒については市町にばらつきがないように、一人も残さず受診できるような、そういう体制をぜひお願いしたいと思います。

続いて3点目の質問、子どもへの性暴力抑止のための質問を行います。

SNSグループチャットにおける教員による児童盗撮共有事件では、メンバーとされる教員7人が摘発、逮捕されました。

教育の場における児童生徒への性暴力盗撮事案が相次いで発生しており、教員という最も信頼されるべき立場にあるものによる背信行為が教育現場の信頼を揺るがしています。

また、子どもたちが被る心の傷、そして露見した際の教育現場へのショックは計り知れず、断じて許されません。

この卑劣な性犯罪から子どもたちを守るため、文部科学省は服務規律の確保の徹底を求める通知を出し、来年12月には子どもと接する仕事への就業制限を設ける日本版DBSの運用を開始する予定であります。

また、国は児童生徒へのわいせつ行為で処分された元教員らを登録したデータベースを活用し、採用時の確認を義務付けておりますが、私立の小中学校では十分な活用がなされておりません。

そこで性犯罪の再犯率が14%に上るという国の統計を踏まえ、本県の公立の小中高校の採用時における確認はもちろんのこと、私立小中高校の教員採用時においても、このデータベースを活用した確認が

確実に実施されているか現状をお伺いするとともに、日本版DBSの運用開始に伴い、学校以外の保育園や子ども食堂など

児童や生徒が日常的に利用する民間事業への利用促進と、そのための県による指導や啓発を積極的に進めるべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

教員による盗撮事案が相次ぎ、学校施設内でのセキュリティと教職員の服務規律の確保は喫緊の課題となっており、

教員が児童生徒の安全を守るという信頼が揺らいでいる今、断固たる措置が必要とされております。

そこで、埼玉県ではトイレや更衣室の隠しカメラの定期点検を求めるほか、三重県では、この12月議会に補正予算を組んで県立高校や特別支援学校に1台ずつ盗撮用カメラの探知機を配備する議案を上げており、さらに茨城県教育委員会も2029年度末までに全ての県立

高校への防犯カメラ設置を進めるなど、具体的な対策が講じられております。

防犯カメラは、廊下などの動きを記録することで教職員による盗撮カメラ設置の抑止効果に加え、生徒間のトラブルや器物損壊、授業中の生徒の失踪などの際にも迅速な対応を可能にいたします。

そこで、本県においても子供たちの安心安全な学習環境を確保するため、児童や生徒への丁寧な説明やプライバシー保護の徹底のもと、子ども家庭庁がこの9月に推奨した監視カメラ設置や教員への服務規律を確認する研修の強化を求めるますが、所見をお伺いいたします。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／私からは市立小中高校の教員採用時におけるデータベースの活用についてお答えを申し上げます。

この国のデータベース、児童わいせつ行為で処分された元教員等を登録したものでございますけれども、このデータベースシステムの活用が私立の学校におきましてはまだ全国的に進んでいないということのため、現在文部科学省が全国の各学校に対して直近の活用状況について調査を行っているところでございます。

県内の私立の小中高校の活用状況について個別に確認しましたところ、一部の学校で活用されていないところもあったため、県から学校に対して確認を行いまして、今後の採用に当たりましては全ての私立学校において活用するとの回答をいただいております。

引き続き、県としても各学校が確実に対応していくように、確認、指導してまいりたいと考えております。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／私のほうからは日本版D B Sの民間事業への利用促進についてお答えいたします。

日本版D B Sは、性犯罪の再発防止を目的に、日常的に子どもと接する業務につく人の性犯罪歴の確認を義務化した制度でございます。

対象は学校、児童福祉施設、認定こども園等であり、認可外の保育施設や子ども食堂などは任意となっております。

子どもに対する性暴力は子どもの権利を著しく侵害し、生涯にわたり深刻な影響を与えるものであり、ぜひ防いでいかなければならぬものであると考えております。

国は動画やチラシによる制度周知を行っており、県においても先日、幼稚園関係団体への説明を行ったところでございます。

また、年内に策定されるガイドラインを基に、市町の協力も得ながら確認が任意となっている認可外保育園施設等にも周知するとともに、必要な支援を行うことにより、子どもに身近な現場で制度が確実に広がっていくよう、子どもが安心して過ごせる環境づくりに取り組んでまいります。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から、学校への監視カメラの設置や、教員への研修についてお答えいたします。

教員による児童生徒に対する性加害など、あってはならない言語道断の行為であり、本県ではこれらの不祥事を絶対に許さない姿勢で臨んでおります。

県では7月にあらゆる不祥事の未然防止を図るため、教員としての自覚を促すポスターの作成配布、また綱紀肅正を図るためのウェブアンケートの実施、さらには管理職によるワンオンワンミーティングを実施し、教員一人一人が改めて職責の重さを自覚し、服務規律を徹底するよう求めたところです。

引き続き教職員向けの研修を継続的に実施するなど、対策を強化してまいります。

監視カメラの設置につきましては、国の検討会の中でも議論がされていることは承知しておりますが、学校内にカメラが設置されることによりプライバシー侵害の懸念、子どもも含め監視されている側の心理的な負担、映像の悪用リスクなど様々な課題がありまして、現時点においては慎重に判断したいと考えているところでございます。

議長／西本恵一君。

西本（恵一）議員／再質問を一つします。

今、小中高校のこれについて、日本版D B Sの今現在のデータベースの照会を行っているかどうかということと、D B Sが運用されても実はこのD B Sは示談や不起訴になった事案についてはその内容は含まれておりません。

それが含まれているのが教員性暴力防止用データベースなんですが、それと両用して使っていいかないといけないことになるんですが、こういった活用についてどのように考えておられるのかお伺いいたします

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／県では現在、職員の採用時におきまして、特定免許状執行者等に関するデータベースというものを用いまして、児童生徒に対する性暴力等を行ったことにより教員免許状が執行したものに該当するかどうか、確認をしております。

あわせまして、免許状を正しく所有しているか、また過去に失効していないか、また失効した理由などは教員免許管理システムや官報情報検索ツールを用いて確認しております、学校教育の場にこうした対象者を入れないようにしています。

新しく導入される子ども性暴力法関連のシステムですけれども、これは教員免許の有無にかかわらず、法務省に存在する特定性犯罪、前科の情報を照会するものでございまして、従来よりも確認される範囲が拡大されるものでございます。

県としては、法施行以降は新しいシステムを活用することはもちろんですが、従来のシス

テムを用いながら前歴確認を行っていく予定です。

性犯罪歴を持つ者を教職員として採用することはしないという強い姿勢で臨んでまいります。

議長／西本恵一君。

西本（恵一）議員／最後に県営住宅の利活用についてお伺いします。

先日、福井県内の公営住宅の2023年度の空き家率について、本県が全国下位の6.5%と報道されていました。

人口減少や老朽化など人気低下の理由を様々ですが有効利用を考える必要があります。

県営住宅に住んでいる高齢者からの相談ですが、連帯保証人が死亡したときに新たな保証人を求められ、条件に該当する保証人がおらず困っているとの声をお聞きしました。

また、新規申込みにおいても、連帯保証人が壁となっており、入居を断念せざるを得ないとの相談を受けます。

家賃滞納や遺品整理などで県に負担にないようにする必要性を理解しますが、三重県や長野県、静岡県は保証人を廃止し、緊急連絡人に変えており、石川県や佐賀県、岩手県などでは保証人がいない場合に家賃債務保証会社の利用を可能にして入居条件を和らげています。

財務省は公営住宅の連帯保証制度が入居の妨げになっているため、原則として廃止すべきという明確な立場であります。

そこで連帯保証人を確保できないという相談はこの数年間でどれくらいあり、そのことが理由で入居できなかった件数を伺うとともに、本県も緊急連絡人や家賃債務保証会社でもいいように条件を緩和すべきと考えますが所見をお伺いいたします。

石川県では金沢市において入居者の低下により自治会活動への低下が課題となっているため、自治会活動に参加することを条件に、県内の大学に在学する学生を中心に県営住宅への入居を促す取組を2023年度から始めています。

また、富山県の魚津市において、移住希望者に貸し出すお試し移住住宅として県外移住者に1か月から最長1年の条件で市営住宅の空き家に住んでもらう制度をつくり、冷蔵庫や洗濯機などの大型家電を備え、すぐに生活できるようにしています。

かなり空き家がある県営住宅もありますけれども、公営住宅について全国最下位の空き家率である本県も、移住政策や若者利用等につながる県営住宅の利用活用策を考えてはと思いますが、所見をお伺いいたします。

議長／土木部長平林君。

平林土木部長／私からは、県営住宅の利活用について2点。

まずは連帯保証人を確保できなかった件数及び要件緩和についてお答えを申し上げます。

県営住宅の入居相談は令和3年4月から本年10月末までの4年7か月で1748件あります、そのうち213件の申込みとなっています。

この間、連帯保証人の確保が難しいという相談は数件受けておりますが、申し込みにはその確保は必須であり、確保できないことが理由で申し込みに至らなかつた件数はわかつております。

また、連帯保証人が死亡した県営住宅の入居者のうち、現在13名が新しい連帯保証人の確保が困難であると聞いております。

県営住宅の連帯保証人制度については、入居等の妨げにならないよう議員御指摘のとおり、連帯保証人を確保できない方には緊急連絡人を確保した上で家賃債務保証会社の利用を選択可能とするなど、入居要件の緩和を検討しております。

次に、県営住宅の利用活用策です。

本県の県営住宅におきましても入居者数の減少や、入居者の高齢化などによりまして自治会活動が低下していると聞いております。

このため、現在18号館の全面的改善工事を実施しております町屋団地において、子育て世帯向けに住居のリノベーションを行うなど、若い世帯の入居促進に向けて取り組んでいるところでございます。

今後も県営住宅を最大限活用していきたいと考えておりますので、例えば移住希望者のお試し移住住宅や学生同士のシェアハウスとしての利用、若者の単身入居を可能にする等、様々な活用策を検討してまいります。

議長／西本恵一君。

西本(恵一)議員／県営住宅へ行きますと入り口のところに幾つも郵便受けがありまして、青いガムテープが貼ってあるのが、入れないようにというような県営住宅もあるんです。それを見ていると本当に残念だなと思いますので、ぜひいろいろ考えていただいて、自治会活動にもたくさん入れればつながってまいりますので、ぜひとも検討していただければと思います。

非常に前向きな回答をありがとうございました。

以上で、私の質問終わります。

ありがとうございました。

議長／以上で、西本恵一君の質問は終了いたしました。

以上をもちまして、通告による質疑及び質問は終了いたしましたので、ほかにないものと認め、日程第1の各議案に対する質疑及び県政全般にわたる質問は終結いたしました。

次に、日程第2の請願についてをあわせて議題といたします。

この際、お諮りいたします。

会議規則第38条第1項の規定によりまして、日程第1のうち議案36件を、配付いたしました議案付託表のとおり、また、同規則第91条第1項の規定によりまして、日程第2の請願5件を、配付いたしました文書表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長／御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第3の北陸新幹線の早期全線整備等を求める意見書案についてを議題といたします。

これより、田村君から提案理由の説明を求めることにいたします。

田村君。

田村議員／北陸新幹線の早期全線整備等を求める意見書の提案理由を述べさせていただきます。

北陸新幹線の早期整備は、電力供給県として長年にわたり関西地域の産業、生活を支えてきた本県にとっては、昭和48年に小浜市付近を通るという整備計画が決定して以来長年の悲願であり、国土強靭化にも資する重要な国家プロジェクトであります。

敦賀・新大阪のルートは平成29年3月に与党PTが他のルートと比較検討した上で小浜・京都ルートに決定し、その後、必要な環境アセスメントが行われています。

ただし、現在、参議院選挙を受け、日本維新の会との連立政権となつた中で維新からは小浜・京都ルートを含む8案を検証することが示されています。

平成29年3月に小浜・京都ルートを決定するまでの議論、経緯、法律等を白紙として再度議論を進めようとする無責任な動きは、地元県民の意向を無視するだけでなく、さらなる整備の遅れにつながるものとして大変遺憾と言わざるを得ません。

議員各位におかれましては、小浜・京都ルートを求める等意見書の趣旨を御理解いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いします。

議長／以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告者はありませんので、ないものと認め、本件に対する質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長／御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これより、本件に対する討論に入るのですが、ただいまのところ通告者はありませんので、ないものと認め、本件に対する討論は終結いたしました。

これより、採決に入ります。

その方法は、起立によって行います。

日程第2、発議第29号 北陸新幹線の早期全線整備等を求める意見書案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[賛成者起立]

議長／起立全員であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました本意見書につきましては、直ちに関係当局に提出し、その実現について強く要請いたしますので、御了承願います。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

各委員会付託案件審査等のため、明11日から22日までは休会にいたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長／御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

各委員会は、休会中十分審査され、来る23日にその審査の経過及び結果について御報告をお願いいたします。

来る23日は午後2時より会議を開くこととし、議事日程は当日お知らせいたしますので、御了承願います。

本日は、以上で散会いたします。